

## 平成27年知内町議会第2回定例会

- ◎ 招集年月日 平成27年6月22日(月)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成27年6月22日(月) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成27年6月22日(月) 午後 3時17分

### ◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	五十嵐捷爾
2番	木村一	7番	谷口康之
3番	松井盛泰	8番	吉田峰一
4番	泉政栄	9番	森永勉
5番	敦澤良子	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 2番 木村一 7番 谷口康之

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
地域創生推進室長	島津泰博
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
建設水道課主任技師	佐藤和人
出納室長	松本泰行
教育長	田中健一
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
代表監査委員	村上壽

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

## 平成 27 年知内町議会第 2 回定例会議事日程

(第 1 号)

平成 27 年 6 月 22 日 (月) 午前 9 時 30 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 2 番、木村一君 7 番、谷口康之君
第 2	委員会報告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委員会報告 第 2 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7		追跡質問
第 8	議案第 1 号	知内町ものづくり産業振興条例の制定について
第 9	議案第 2 号	知内町ものづくり産業振興基金条例の制定について
第 10	議案第 3 号	知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
第 11	議案第 4 号	平成 27 年度知内町一般会計補正予算(第 3 号)について
第 12	議案第 5 号	平成 27 年度知内町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について
第 13	議案第 6 号	平成 27 年度知内町水道事業会計補正予算(第 1 号)について
第 14	議案第 7 号	知内町立保育所設置条例の一部を改正する条例について
第 15	議案第 8 号	知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第 16	議案第 9 号	知内町クリーンセンター電気設備更新工事委託に関する協定締結について
第 17	議案第 10 号	新たに生じた土地の確認について
第 18	議案第 11 号	字の区域の変更について
第 19	議案第 12 号	渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について
第 20	報告第 1 号	平成 26 年知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について
第 21	意見書案 第 1 号	集団的自衛権の行使を具体化する法案の廃案を求める意見書の提出について
第 22	意見書案 第 2 号	日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について
第 23	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

皆さん、おはようございます。

平成 27 年第 2 回定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

この度の定例会には、知内町ものづくり産業振興条例など、これからの知内町の方

向性を促す、大変大事な条例も上程されておりますので、よろしくご審議の程、お願い致します。

本日、欠席の通告はございません。全員の出席です。只今の出席議員数は、10人です。定足数に達していますので、平成27年知内町議会第2回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## ● 会議録署名議員の指名

### ◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、木村一君及び7番、谷口康之君を指名します。

---

## ● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について （委員長報告）

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る6月16日に開催されており、委員長からその内容について、報告を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

### ◎ 委員長（敦澤良子）

議会運営委員会報告書。平成27年知内町議会第2回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成27年6月22日。知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1. 会議開催の状況。開催日、6月16日。出席委員、敦澤・木村・西山・谷口・森永。欠席委員、説明員なし。事務局、村上・上野。2. 会期について。本定例会の会期は、6月22日月曜日から23日火曜日まで2日間としたい。3. 議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4. 付議案件について。付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告2件、議案12件、報告1件、意見書案2、議長発議1件である。

2ページお開きください。5. 意見書案について。提出案件は、別紙のとおり2件である。6. 議長の諸報告・説明員の出席について。議長の諸報告・説明員の出席については、別紙配付のとおりである。以上、ご審議いただきます。

### ◎ 議長（伊藤政博）

これで議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長より報告のあったように進めてまいります。

---

## ● 会期の決定について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日23日までの2日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日23日までの2日間と決定しました。

---

## ● 議長の諸報告

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成27年知内町議会第1回定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、既に印刷の上、皆様のお手元に配布のとおりですので、ご了解願います。

---

## ● 町長の行政報告

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

町長。

### ◎ 町長（大野幸孝）

おはようございます。平成27年第2回知内町議会定例会を開催するにあたり、行政報告を申し上げます。

第1回定例会以降、今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙により報告を申し上げます。

まず、第1点目は、北海道河川環境整備促進等に関する要望活動の実施についてであります。5月19日に北海道開発局、北海道庁、5月26日に国土交通省北海道局ほかに対し、要望活動を実施され、参加をさせていただいたところであります。なお、要望内容については、別紙のとおりでありますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

第2点目は、北海道後期高齢者医療広域連合議員選挙結果についてであります。平成27年5月7日に告示され、下記の方々が無投票で当選されましたので、お目通し

をいただきたいというふうに思います。

次に第3点目は、道南ドクターヘリ運航についてであります。道南ドクターヘリ運航調整委員会が5月26日に開催され、平成26年度のドクターヘリの運航経費の決算について、報告がありました。知内町分として、負担金108万6千円に対し、決算額91万8千円となったことから、16万8千円還付されることになりました。また、平成26年度のドクターヘリの出動回数は、23回との報告を受けたところでもあります。内容については、以下のとおりでございます。また、平成27年度のドクターヘリ運航経費予算については、均等割り、利用割りの変更に伴い、負担金が増額になったところでもあります。知内町分と致しましては、当初予算より37万9千円増加の年額275万4千円となったところでもあります。

次に第4点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。平成27年第1回臨時議会が5月26日に開催され、選挙第1号の議長の選挙については、指名推薦により池田達雄氏、北斗市、選挙第2号の副議長の選挙についても、指名推薦により西村豊氏、森町が選任されたところでもあります。次に発議案第1号の議席の指定については、下記のとおり決定されたところでもあります。また、発議案第2号の議会運営委員の選任についても、下記のとおり決定され、委員長に三浦氏、副委員長に木下氏を選任したところでもあります。議案第1号の渡島公平委員会規約の変更に関する協議については、南渡島青少年指導センター組合の廃止に伴い、削除されたところでもあります。

次に第5点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成27年第1回臨時会が6月4日に開催され、選挙第1号の副議長の選挙については、指名推薦により、又地信也氏、木古内町を選任したところでもあります。また、議席の指定については、下記のとおり決定されました。次に議案第1号の公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について、議案第2号の旧し尿処理施設解体工事請負契約の締結について、議案第3号の消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結について、議案第4号の平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算については、すべて提案どおり可決されたところでもあります。

次に第6点目は、知内町地域見守り活動に関する協定についてであります。去る6月15日に知内町と北海道新聞販売店で組織する函館地方道新会との間で、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように両者が連携し、孤立の防止及び支援の必要な方を把握することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする地域見守り活動に関する協定を締結したところでもあります。協定書調印式の出席者は、北海道新聞社函館支社、鶴井支社長ほか3名であります。以上、6点についてご報告を申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで行政報告を終わります。

---

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。  
本件について、委員長の報告を求めます。  
総務文教常任委員会委員長、西山和夫君。

◎ 委員長（西山和夫）

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

平成27年度における常任委員会所管事務調査に関わる結果について、別紙のとおり報告する。

平成27年6月22日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

平成27年度における常任委員会所管事務調査を、下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

平成27年6月22日。知内町議会総務文教常任委員会委員長、西山和夫。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、平成27年4月30日（木）（1日間）2、調査委員、西山、木村、松井、泉、吉田、森永各委員でございます。3、欠席委員、五十嵐委員であります。4、説明員、網野副町長、手塚総務企画課長、小田島総務企画課政策室長、田中教育長、福井教育次長、石田学校教育係長。5、事務局員、村上事務局長、上野係長。6、調査事項、（1）湯の里・ハマナス・漁家団地小学生同居世帯入居維持促進事業について。（2）コミュニティ・スクールについて。

7、調査意見、（1）湯の里・ハマナス・漁家団地小学生同居世帯入居維持促進事業について。

湯ノ里・涌元小学校においては、児童数が年々減少傾向にあり、また、湯の里・ハマナス・漁家団地にあっては、比較的新しい住戸でも恒常的に空き家となっているところがある。

この制度にあっては、それぞれの団地の空き家の解消と両小学校の児童数の確保さらには学校の存続と維持を図ることを目的としており、それぞれの団地において両小学校に通う小学生が同居している世帯への家賃（月額2分の1）の助成や町外や町内の他地区から、それぞれの団地に引っ越した場合の引越費用（15万2千円上限）を助成することとなっている。

しかし、両小学校の児童数を確保することの必要性はわかるが、団地の空き家対策として考えた場合、比較的新しいところでも、これまでに恒常的に空き家となつているところがあり、家賃を助成することにより効果は期待できると思うが色々な要因で空き家が生じていることも考えられる。

現状では制度が始まって間もないこともあり、すぐに結果が出るとは思えないが、いづれにしても、空き家状態が続くことで本来入るべき家賃が入ってこない状況になり、そのことで制度自体の持つ意味が失われ長期的には何らかの方策を考えていかなければならないことにもなりかねないことから、制度を十分PRし町営住宅の有効活用を図っていくことを望むものである。

（2）コミュニティ・スクールについて

学校運営に関しては、これまでも学校評議員制度により、評議員からの意見等を学校運営に反映させ進めてきているが、評議員制度をより発展させるため、平成26年4月から一部の学校においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し実施しているところである。

この制度は、教育委員会から指定をうけた学校に「学校運営協議会」が設置され教育委員会から「学校運営協議会委員」として任命された保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参画することができることとなっている。

役割としては、校長の作成する学校運営の基本方針の承認や学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることや教職員の任用に関する意見を教育委員会に述べることができるようになり、保護者や地域住民と学校間において、お互いに意向を伝える相互交流システムの構築がなされるなど地域とともにある学校づくりが推進されているところである。

また、効果としては、学校と地域のつながり、子どもの様子を学校・家庭・地域の共通点のもとで指導やいじめなどの問題を多くの視点で対処できるなど期待されるところである。

しかし、協議会を設置することで、これを進めるにあたってのコーディネートする役割を担う人材が必要となり、地域のコーディネーターとしての育成が活動を活性化するカギとなっている。

現在、町内の学校においては、湯ノ里小学校と知内高校が指定され、学校と地域が連携した活動が行われており、さらに推進していくべきであるが、指定されていない幼稚園・小中学校に対しても、積極的に取り組みを推進していくことが重要と思われる。

なお、委員の任命にあたっては、教育委員会が行うことから委員に教育委員が入ることについては、考慮すべきと考える。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、総務文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。

---

● 追跡質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

---

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今議会に上程をしております、議案12件、報告1件について、ご説明を申し上げます。議案第1号は、知内町ものづくり産業振興条例の制定についてであります。本条例は、本町におけるものづくりをはじめとする産業の維持及び持続的な発展のため、総合的な施策を展開して、産業振興と町の活力維持を図るため、制定するものであります。議案第2号、知内町ものづくり産業振興基金条例の制定については、議案第1

号の本町におけるものづくり産業等の振興を図るための施策実施に要する財源に充てるため、知内町ものづくり産業振興基金を設置するものであります。議案第3号は、知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、平成22年度から27年度までの6年間の計画であります。今年度予定しております物産館大規模改修事業ほか5事業を追加するため、計画を変更するものであります。議案第4号は、平成27年度知内町一般会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出それぞれ4億4,415万1千円を追加し、予算の総額を43億8,744万7千円とするものであります。補正の主な内容は、除雪機械格納庫整備事業費、ものづくり産業振興基金積立金、臨時福祉給付金、ものづくり産業振興事業費原木貯蔵施設整備事業助成などにそれぞれ追加をするものであります。議案第5号は、平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出それぞれ43万1千円を追加し、予算の総額を4億8,547万6千円とするものであります。補正の主な内容は、この度、竣工した町民プール、こもれび温泉を活用して、高齢者向けの介護予防事業として、水中運動教室を開催するための事業費を追加をするものであります。次に議案第6号は、平成27年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)については、事業の予定量の配水設備改良費に286万2千円を追加し、2,946万2千円とし、資本的収入及び支出の建設改良費に286万2千円を追加し、7,364万6千円とするものであります。次に議案第7号は、知内町立保育所設置条例の一部を改正する条例については、本年9月1日から現在の湯の里小学校舎に湯ノ里保育所を移転するため、設置場所を改めるものであります。次に議案第8号は、知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、戸籍のコンピュータ化により、手数料の種類、名称が変更することに伴い、条例改正するものであります。議案第9号は、知内町クリーンセンター電気設備更新工事委託に関する協定締結については、下水処理施設の老朽化に伴い、電気設備の更新工事を平成27年、28年度の2か年で実施することから、施工事業者と協定を締結するものであります。議案第10号は、新たに生じた土地の確認についてと議案第11号、字の区域の変更については、いずれも知内漁協、涌元地区、旧名称、涌元漁港の竣工認可に基づき、新たに生じた土地の確認と字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。議案第12号は、渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更については、南渡島青少年指導センター組合が渡島公平委員会から脱退することに伴い、渡島公平委員会規約を変更するものであります。報告第1号は、平成26年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越についてであります。地域活性化、地域住民生活緊急支援交付金事業、地方創生先行型など、全7事業8,978万2千円を繰り越すものであります。議案の内容については、後ほど説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

● 議案第1号 知内町ものづくり産業振興条例の制定について

◎ 議 長(伊藤政博)

次に日程第8、議案第1号、『知内町ものづくり産業振興条例の制定について』を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

議案第1号、知内町ものづくり産業振興条例の制定について。

知内町ものづくり産業振興条例を次のとおり制定する。

本条例制定の趣旨につきまして、説明をさせていただきます。

我が国が人口減少社会に突入して10年が経過致しました。人口減少に歯止めがかからない状況の中で、本町にあってもこの10年間で900人余りの人口が減少しております。人口減少とりわけ生産年齢人口の減少は、本町産業の衰退のみならず、長期的には町の維持、存続に大きく影響を及ぼすものと危惧しているところであります。こうした状況下において、本町ではこれまで培われてきた多くの地域産業を維持し、持続的に発展させることが町にとって最重要課題であると考え、雇用担い手支援、人材育成、ものづくり支援、企業立地支援、移住支援の大きな5本の柱により施策を推進し、本町産業の振興を図るとともに、このことが先人の英知と弛まぬ努力によって築かれた元気で活力ある豊かな知内町を持続可能なものにできていると考えているところであります。本条例は、只今申し上げました目標実現のため、必要な事項を定めるものであります。条例の内容につきましては、産業振興課長より説明をさせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

私の方から条例の内容について、説明をさせていただきます。

議案第1号の次のページをお開き願います。この条例は、第1条の基本理念から第8条の規則への委任までの構成となっております。

詳細につきましては、予算説明資料見だし3の産業振興課関係の1ページから説明したいと思っておりますので、お開きをお願いします。予算説明資料見だし3の1ページです。産業振興課関係の。この条例の概要について、説明致します。

まず、本条例の制定の背景につきましては、今、副町長の方の提案理由の方で説明しましたので、省略させていただきます。2番目の本条例の主な内容についてですが、第2条で定義としまして、この条例において、ものづくり産業等とは、3つに分類されますということで、1つ目としまして、ものづくり産業としまして、農林水産業、製造業、情報関連産業及びそれらの関連業種等をいいます。2つ目としまして、商業は、小売業、サービス業、民宿業及びそれらの関連業種等。3つ目としまして、観光産業としまして、旅行業、交通業、宿泊業、その他観光に関連する業種をいいます。

第4条ですけれども、町の責務で、町は町行政のあらゆる施策について、ものづくり産業等の活性化という視点を踏まえ、国、北海道、その他の地方公共団体との密接な連携並びに事業者、経済団体、教育機関及び町民との協働に努めます。

第5条から第7条につきましては、事業者等の役割ということで、事業者、経済団体、町民の役割として産業振興施策の推進に積極的に参加し、協力するものとします。

第8条ですけれども、規則への委任で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めます。

次に2ページをお願いします。基本的な施策等についてですけれども、1つ目としまして、基本的な考え方につきましては、先ほど副町長がおっしゃいました、うちのも

のづくり産業等の維持及び持続的な発展を推進するための5本の柱で推進していくという考え方です。

2つ目としまして、基本の施策につきましては、1つ目としてまして、移住や定住の促進、ものづくり産業等の担い手となる人材の雇用に関し、確保しやすい環境や支援する仕組みづくりを進めますということで、雇用、担い手育成、人材育成、移住支援を考えております。2つ目としまして、社会構造の変化に柔軟に対応できる新たな担い手の育成や支援する仕組みづくりを進めます。これは人材育成を指します。3つ目としまして、ものづくり産業等において、新分野進出、規模拡大、新商品開発、企業価値向上等に取り組みやすい環境や支援する仕組みづくりを進めます。これはものづくり支援を指します。4つ目としまして、企業の新たな立地に要する事業用地の確保や立地しやすい環境や支援する仕組みづくりを進めます。これは企業立地支援を指します。

次に施策実施による効果ということですが、指標に対する直接的な効果ということで、先ほど来、今現在の就業人口を確保するという観点から、この事業を組み立てておりますので、地域産業の維持発展が図られるほか、特に一次産業においては、担い手の確保につながるため長期的な持続性を発揮すると。間接的な効果としまして、人口減少の抑制により、地方交付税交付金や町民税等の増加が見込まれるほか、地域内消費活動を確保できると。2つ目としまして、新たな設備投資や商品開発等による企業の活性化を確保。3つ目としまして、企業による設備投資や住宅建設等による建設業等の活性化、地域材等の地域資源の利用促進。4つ目としまして、子育て世代の流入、就学児童の確保による教育環境の維持ということを考えております。

議案に戻っていただきまして、議案の最後にですね、附則としまして、この条例は、交付の日から施行します。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

この条例の部分でですね、ちょっとお伺いしたいんですけれども、4条、それから説明資料の5条、7条の部分についての調査、審査という部分になりますけれども、この辺について、町はどのような形で町民の方々、それから、各産業団体といいますか、その辺について、どのような形で通知するのか、そして、どのような形で町に情報をきちんと上げてもらうか、その辺について、わかるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほどのこの条例の方に規則に委任します部分で、施策検討委員会というものを規則で設けることにしております。こちらの方につきましては、一次産業の各団体、あと町民の代表、教育関係者等を今、想定して、委員会を設けまして、町民の声を聞きながらですね、施策の振興なり、検討を図っていただきたいというふうに考えております。また、住民への周知につきましてはですね、この条例が制定されましたら、これから一次産業を中心にですね、また、工業関係も含めてですね、それぞれの事業者毎にご説明をしていくことになっておりますので、よろしくお願い致

します。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

町としてはそういう形でやるということはわかりますけれども、ただ、町内の各部分でしたらお互いに把握はできると思うんですけども、一般会計の予算の方にも計上されPR活動ですね、町外の方の部分まで広げるといったら、その辺について、町はどの辺までそういうものを把握できるような形の体制を整えるのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、この事業通りましたら、ホームページにまず、載せます。あと、PRパンフレット今、作りますので、これらを持ってですね、いろいろ首都圏を中心に、札幌だとかで北海道フェアだとかをいろいろ行っておりますので、そちらの方に出向いてですね、広くPRしていきたいと思っておりますし、あと町長がいろいろお出かけの際にはですね、そのパンフを持っていただいてですね、いろいろ周知を図っていききたいというふうに考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

わかりました。ただ、これを実施する条例の部分ではあれなんですけれども、ただ、実務的な問題になりますとですね、実務的なことを申し上げますと、我々も商売をやっている以上、国とか、道とかのいろいろな形の助成、補助の部分申請したりして実施してもらっている経緯があるんですけども、その中で、国の方から助成をいただく場合にですね、やはり申請するのは、我々の組織の上部団体の組合があるんですけども、その辺について、はっきり言って全国からの募集なものですから、予算はあるんですけども、それが1回どのくらい的人数があるかということ把握はできないんですよ。結局、その中で助成をいただくということになりますと、組合の方としては、我々の業界の話になりますと、申請者の多い場合は、町の方もそうでしょうけれども、だいたい金額は決まっているんですけども、マックス300万円、400万円、500万円という金額が出てきますけれども、ただ、それを募集の予定しているよりも多くなると、削るわけにはいかないものですから、国の方の制度的には、減額になってしまうんですよ、そういうふうになると。町としてもそういう形のものでどういう形でそういうものをクリアしていくのか、あくまでも、審査した段階で予定の人数で打ち切るのか、それとも、審査した人は、ある程度、審査で通った場合は、全部、そういう形で助成をきちんと金額とか、減額は減額で、その辺について実施していくのか、その辺についてどのような形でやるのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この事業につきましては、27年から32年、あと1番目の就農

支援だとか、就業支援につきましては、5年間ですので、32年からまた4年間で、実質36年までの事業になっておりまして、総額11億6千万円ほど今、見込んでおりますので、その中で一応、事業展開を図ってまいりたいと思っておりますけれども、ただ、長いちょっと長期的な事業になると思っておりますので、今、議員のおっしゃった予算等、打ち切るのかどうかにつきましてはですね、推移を見守りながら行っていきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

人数の部分での予算の分け方をまず、考えているのか。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。予算につきましては、人数が多ければ、その分減額して、助成するというものではありません。その年度毎に予算を取っていきますけれども、多くなる分につきましては、補正をしてですね、対応をしていきたいと思っておりますので、人数がその年で多ければ減額するというものではありません。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

わかりました。それは大変ありがたいことで、本当にうれしいことなんですが、ただ、今、私の方の業界の話、またしますけれども、私たちの国の方から出ている補助の分ですね、結局、国の方の制度的なものでありますと、補助出る金額は今、言いましたけれども、はっきり言ってその事業を補助の金額を設備投資するとか、そのためにタンクローリー買うとかになった場合はですね、はっきり言って自分たちでまず、個人で全額を自腹で払うという形なんですよ。国の方の制度であれば。そして、そのあとに確定した金額を何か月か後で国の方からバックするという形なものですから、結局、設備投資はわかるんですけども、町では、そんなに大きな金額はないと思うんですけども、ただ、そういう形ですね、やはり自分で自腹でその金額を負担してしまうということは、なかなか大変厳しい部分もあるのかなと私は考えているので、その辺について、町の方としては、その金額的なもので、500万円なら500万円、町が200万円とか、150万円とか、補助する形になると思うのですが、その辺について、その分を全部事業のお金を払ってから町では審査してお金を出すのか、それとも、その都度、ケースバイケースでそういうやっている自治体で申請したときに、すぐ出してもらえるのか、その辺について、どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。概算払のことについてのご質問だと思いますけれども、今、例えば、国でやっている就農支援ですね、150万円の関係ですけれども、一回、半分ですね、75万円前期で払いまして、そして、精算の方でまた75万円という形にして

いますので、この事業につきましてですね、そのような形でですね、今時点では考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにございませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ものづくり産業の条例ということで、本条例の主な内容ということで、ものづくり産業等、定義ですね、ものづくり産業等という感じで、いつの間にか等を付けて、まぶしているような感じがするんですけども、頭のものづくり産業振興条例ということですので、この定義、なぜ、ものづくり産業と商業、観光産業ですか、これを分けたのか、1つのものとして考えてもよかったのかなという気はするんですけども、その辺の考え方。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。説明資料の方の1ページでも定義の方でご説明しましたけれども、ものづくり産業等とは、3つに分類されるということで、ものづくりの関係につきましては、一次産業を想定しております、ここにありますように、農林水産業だとか、製造業等をですね、想定して、あと商業、観光業ということで、これらを3つ合わせてですね、ものづくり産業等という分類に定めておりますので、ご理解願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ですから、ものづくり産業の振興条例ですよ、ものづくり産業等の条例じゃないわけですよ。ですから、要するに商業だとか、ここでいく定義でいけば、観光関係もものづくり産業等に入るんですけども、ただ、等をつけて、拡大解釈をして、最終的には、すべてのものを入れているという感覚でしょう。ですから、最初からものづくり産業等ではなくて、ものづくり産業として、商業、観光業も謳った方が、まして、間接的効果を見回すと、子育て世代の流入ということで、教育環境の維持まで範囲が広がってくるわけですよ、間接的に。ですから、ものづくり産業等ではなくて、ものづくりとして、商業、観光業、すべてのものが要するに1つのくくりとして条例をつくるんだよという考え方でいいんだろうと思うんですけども、その辺の考え方、もう一度、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明します。この文言につきましてはですね、この間、議論をした中で、ものづくり産業、ものをつくと先ほど言いましたけれども、一次産業だとか、製造業をイメージ、我々部内の話ですけども、しまして、ものづくり産業、あとそこにうちの場合でいきますと、商業もあり、観光業もあるということで、先ほど言いましたけれども、ものづくり産業等という言い方で今、決めました。それで、題名が等を付けるか、付けないかというお話ですけども、この部分につきましては、条例の中で等というよりも、ものづくり産業という形にしまして、中身の定義だとか、文言の中で全部分類されるようにしておりますので、この辺につきましては、ご理解を願いたいと

思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

多分、課長と取り方が違うんだろうと思うんですよね、ものづくり産業条例ということになれば、ものづくり産業条例ですよね、そこで定義の中で要するに等が付いて、要するに分類、ものづくり産業と観光業が違うという、極端に言えばね、違うということでしょう。そうではなくて、ものづくり産業は観光業も商業もすべてトータルしてものづくり産業ですよという、なぜ、それにこだわるかという、背景のところ、移住定義、または、Uターン促進により、生産年齢人口を確保することが前提なんだろう。まして、生産人口ということになれば、15歳以上ですから、本来であれば、産業の就業人口を増やすという考え方なわけですから、それらということになれば、産業すべてものづくり産業としてくるとということになれば、商業なり、観光業もすべてものづくり産業に入るわけですから、1つの定義として、ものづくり産業は農林水産商業もすべての項目だという謳い方でいいのではないかという取り方なんですけれども。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 眞）

今、1番議員さんのご質問、よく内容的にはわかります。それで、考え方の部分、先ほど産業振興課長がご説明した内容と一部、重複しますけれども、私ども実はこの条例名称、そもそもものづくり産業振興ということで考えましたけれども、ものづくりということになりますと、どちらかというと、受け止め方がものをつくるという、そのことに限定されてしまうのではないかと、ただ、本町の場合には、農林水産業ということで第1次産業を基幹産業としていますから、そのものをつくるためのいろいろな環境整備、条件整備をしていくという基本は間違いなく、ただ、それ以外に、直接的にはものをつくるということではなくて、ソフト面でいろいろな兼ね合いの中で、更にそれらの振興ということもあるので、条例名称としては、ものづくり産業振興条例ということにしていますけれども、ものづくり産業の中には、今、言いましたように、それ以外にももっと広げた中で考えるべきだろうということで、この中で等ということの整理をさせていただいたということでもありますので、ご理解をよろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません。くどいようなんですけれども、この予算の説明資料、定義のところを見れば、等なんですよね、等で要するに拡大解釈していると。そして、この議案の中で、ものづくり産業とはということで、この条例の中では等付けていないんですよ。ですから、余計不思議で、要するに等を付けない方が逆に自分はずですよ、等を付けない方がものづくり産業としてさっき言うように、確かに農林水産、それをメインにして、いろいろな商品開発や研修等で基盤を作っていただくという、1つの知内町の一次産業を主体ということを考えれば、それはそれでいいんでしょうけれども、ただ、商業だって観光業だって、ものづくりに入るわけですよね、じゃあ、何でその等を付けて、

その定義を分離しなければならないのかというのがちょっとニュアンス的にわからない。まして、この条例の中でも、片方は等を付けて、片方は等を付けていないという、ここをやはりきちんと等を抜くなら抜くでいいと思うんですけれども、もう一度、首かしげていますけれども。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 眞）

この辺は取り方、考え方のちょっとした違いかなというふうに思うんですけれども、先ほども言いましたとおり、ものづくりという言葉の受け止め、実は条例名称のときも実はこういうストレートな名称ってどうなのかという、実は内部的にもいろいろと議論しました。ただ、先ほども言いましたとおり、あくまでも基幹産業、第1次産業ということと、更にうちの町の場合には、食品加工、あるいは、林産業ということで、まさしく製造業、第1次産業と製造業がメインということの中で、ものづくり産業ということは、間違いなく町の産業をけん引しているということではいいんですが、ただ、それ以外の部分も、ものづくりということのくくりで行った場合にどうなのかということで、考え方としては、そこで等ということの中で幅広で考えたということでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今、議長の方から中身等もやってもいいということなので、お尋ねを致します。基本的に、以前、協議会で説明された2020年の産業別就業人口数を2015年レベルに維持するというので、123人を2020年に2015年のレベルに維持するために123人の人口を何とかこの条例等で、また、施策等で知内に定着するよう進めるということでありますけれども、この間接的と直接的効果あります。もう少し具体的にどういうものを想定しているのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。説明資料の2ページの4の方で、効果ということで先ほどご説明しましたけれども、直接的には、今、議員がおっしゃった2020年の産業別就業人口を今の2015年のレベルに維持しようということの123人増を發揮して、地域産業の長期的な持続性を図っていきたいということを考えております。また、間接的なものにつきましては、この事業によりまして、それらの45歳未満をほとんどの事業の対象にしておりますので、それらの方につきましては、だいたい家族をお持ちで、その部分で人口の減少の抑制にもつながると。そのことによりまして、交付税、交付金、あと住民税等の増加が見込まれるということと、地域内でのそれぞれの商業の活発化、消費の活発化が図られるということとあります。あと、それぞれ設備投資、新商品開発によりまして、企業の活性化だとか、地場材振興、今も進めておりますけれども、これらのものにつきましては、また振興を図っていきますので、建設業等の活性化等が見込まれます。また、先ほど言いました人口増の就業別人口45歳未満ですと、だいたいお子さん、例えばお持ちであればですね、その方々が例えば町の方へ入ってきますと、児童も増えてくるのかなということの想定も考えておりまして、こちらの

方に効果を文言で載せております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

ちょっとお聞きしたいんですけども、せっかくこのものづくり産業の条例の部分です、やはり今、課長言いましたように、123人の雇用を確保するためのものと言うんですけども、ものづくり産業の条例の部分で、町としてはですね、身障者に対するそういうものをこの条例にはちょっと合わないというかもしれませんけれども、そういう身障者に対する優しいそういう形のものの文言を入れるようなものは考えていなかったんですか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今のご質問に対してですけれども、直接的に障がい者の方を雇用したらどうだとかいう部分につきましてはですね、この条例だとか、事業につきましてはですね、載せておりませんので、検討段階でもその部分はちょっと検討しておりませんでした。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、7番議員さんのご質問でありましたけれども、今回の条例、今、副町長、それから、課長から説明を申し上げた、就農人口を確保するという、今、各自治体が地方版の総合戦略、今、取り組んでおります。それは今5か年間の計画を定め、そして、数値をきちんと目標数値を定めて、要するに展開をなささいということで、そんなことで、うちらも今、手続をしているんですけども、ものづくり条例については、従来からというか、もう地方版の総合戦略の方向性が出される前から、うちの今の状況を考えたら、手をこまねいている今、状況ではないよと、何とかしなければならないということで、担当にその課題を今、与えて、そして、つくっていただいているという、考え方がまとまったので、今定例会に提案をさせていただいているということで、まず、ご理解をいただければというふうに思います。そんなことから、今、地方創生、まだ交付金の内容については、どういう事業に対して国が支援をするという方向性は見えておりませんが、まず、5年間の戦略版をつくることによって、地方は要するに頑張る自治体を応援するという今、形になっています。それで、今回、前倒しで、知内町独自の条例案を提案させていただいたということで、まず、ご理解をさせていただくことと、この条例を議員の皆様方にご理解をさせていただいて、可決をさせていただいた折には、今、作成をしようとしている総合戦略版の中にもこれは包括的に組み込まれていくということでもあります。それと、今、7番議員さんをご指摘の高齢者対策、それから、障がい者の対策、これをですね、総合戦略の中に当然、含まれてきますし、うちが今、進めていかなければならない、まちづくり総合計画の中にもその辺はきちんと謳ってこうという考え方をしておりますので、今の高齢者対策、それから、障がい者対策については、この条例と別な形でクリアするという考え方を持っているということで、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第13号 知内町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

お諮りします。只今、町長から議案第13号、『知内町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例について』が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議案第13号、『知内町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例』を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定を致しました。

ここで議案を配布致します。

暫時休憩致します。再開を10時40分とします。

( 休憩 午前10時27分 )

( 再開 午前10時40分 )

◎ 議長(伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を続けます。

追加日程第1、議案第13号、『知内町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長(網野 眞)

議案第13号、知内町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

この度の知内町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例につきましては、只今、ご決定をいただきました議案第1号のものづくり産業振興条例による施策を推進するにあたり、新たに基金を設置することとしたことから、表記基金をこれまでの基金の処分できる規定に新たに地域振興のための事業推進にあたり財政上の必要が生じたときに一部処分できる規定を加えるための条例改正であります。なお、議案の内容につきましては、総務企画課長から説明を致しますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第13号、知内町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例について。

知内町ふるさと創生事業基金条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正する条例。

知内町ふるさと創生事業基金条例（平成元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、説明資料の新旧対照表で説明したいと思いますので、そちらをお開きいただきたいと思います。従前、この基金条例の処分につきましては、そこに現行で記載してございますように、第6条として、ふるさと創生事業の財源に充てるとき処分することができるということになってございました。これを今回、改正後の方の記載のとおり、第2項として、町長は、地域振興のための事業推進にあたり、財政上必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず、基金の一部を処分することができるというふうに追加をするものです。

議案に戻っていただきたいと思います。附則と致しまして、この条例は、交付の日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今回、これに条例を変更して、多分3億円だと思っただけですけども、ここから出して、今、これから提案する施策等の財源にするということなんでしょうけれども、ただ、長年、ふるさと創生を守ってきたというのは、やはりそうした条例である程度、たがはまっていたから、そう簡単には出し入れができないということで、それらを維持した経緯があるわけですよ、今回、この施策等で財源が3億円、今回、繰り入れるということで、それは理解しますけれども、その後、またこの条例に戻して、またたがをはめておくということにしないと、我々議会の中で、要するに確認ができないわけですよ、こういう一目設けちゃうと、これからどんどんどんふるさと創生は、要するに財源の不足が見込まれたときは、町長の判断によって使えるわけですよ、何にでも。ただ、今回は、今やろうとする11億6千万円の事業に必要な財源を3億円取り崩したいために、この改正案をするということなので、これ以降、これが引きだしたら、3億円を引きだしたら、また条例を改正して、元の条例に戻してくれれば、次の何か引き出しが、そこからまた、ふるさとの活用が必要になったときは、また議案に提案して、条例改正をすればいいわけですから、その辺の考え方、町長、ニヤッとしますけれども、町長、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

考え方と言いますけれども、議員、もうご承知だと思いますけれども、基本的には、条例をふるさと創生の部分で一部財源を使わせていただく、その財源の充当先は、今のものづくりということですよ。それで、今、そういう条例を改正すると、あと町長が要するにその時期になったらどんどんどんという話は、これは違うと思いま

す。当然、基金から繰り入れなければ使えません。その繰入れの議決は、議員です。ですから、私は勝手にという話ではなくて、使おうと思った場合については、議員の皆様方にこんな形で使わせてもらいますよということでご提案をして、要するに使える話ですから、今のは、私が勝手に自由に基金がなくなるという考え方はありませんというふうにお答えさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

というのは、二段構えである程度、精査できるだろうというのは、要するに条例を改正してしまえば、提案はなんぼでもできるわけですよ、確かに今、町長言うように、提案されたものによって、我々が議決するわけですから、そこで議決しなければいい話なんだろうと思います。基本的には。ただ、この条例を要するにこうして甘くしてしまうことによって、今まである程度、がんじがらめで使いたくても手が出せない財源なんだよなということで、我慢するところはやりくりしながら要するにやってきたという、要するにかまどのやりくりなんです。それが要するにたがが外れることによって、かまどのやりくりではなくて、必要なときは出しますという考え方に変わっちゃうんですね。確かにいろいろな解釈はあるだろうと思います。思いますけれども、やっぱりふるさと創生は長年こうしていろいろな教育振興等に使ってきたわけですから、それをこうやって条例改正、この制度のために条例改正するわけですから、これが終わったら、基本的にその考え方を元に戻すというのが、自分の考え方でありますので、是非、その辺は何とかその方向でやってもらえれば、大変ありがたいなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

3 番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

私、全く同じ考え方。ふるさと創生1億円から始まってですね、今、既に9億円までなってきたと。先ほど1番議員が言うように、ひとつのたがをはめながら、このふるさと創生を積立てしてきた経緯があるんです。今回は、3億円抛出するというのは、我々もわかりますが、しかし、町長が勝手に使うということは、私、言いません。ただ、これを一つのたがをきちんとはめることによって、この基金がずっと積立てされてきたという歴史を重んじて、終わったら、私は逆に時限立法でいいのではないだろうかと思うのですが、町長の考え方。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先ほど1番議員さんの答弁と重複致しますが、基本的には、今、ふるさと創生という形で1億円から始まったと、今、ご指摘のとおりであります。私もそのふるさと創生を要するになし崩しに使おうという考え方はありません。ですから、今、要するに人材育成等々で、ふるさと創生の基金、有効に使わせていただいておりますので、これはこれとしてきちんと目的を要するに達成すべく、私は努力致しますし、今回は、今、言うように、そこから基金をものづくり条例というのは、議員の皆様方のご理解でご決定をいただきましたので、その財源として、今、ふるさと創生の要するに一部を使わせていただければということの提案であります。ですから、考え方としては、

今、時限立法でこれが終わったら、またそこに戻すという考え方は今のところございません。こういう形で使わせていただく、そして、基本的には、ふるさと創生という考え方は継続させたいというふうに思っていますので、そのことについてもご理解をいただければと思います。それで、私が今、提案を申し上げる、繰り返しになります。これは基金から繰入れをして、何かに使おうという場合は、私の一存ではできません。議員の皆様方にきちんと説明を申し上げ、議員の皆様方のご理解をいただければ、それは使用という形にはなりませんので、その点についてもご理解をいただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

反対討論です。私は決して、理事者が勝手に使うとか、そういう理解はしておりません。しかし、このふるさと創生基金というのは、1つの型にはまったものをずっとやってきた歴史、これはやはり尊重しなければならない。先ほど私ちょっと提案しましたけれども、そういう形で時限立法という形にしてもらえないという状況、やはりこのものが、提案されれば、何が何でもやっぱり可決してしまうという今までの経緯がございます。ただ、今までの形が崩れる恐れがあるので、この案件については、私は反対するものでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに討論ありませんか。7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

私は賛成をしたいと思います。やはりこのふるさと創生事業の基金というものは、我々町民みんなが有効に使える、そして、町の方もそれを有効な形で実施したいというこの事業でありますので、お金ありますので、その辺について、私は今回は条例を認めた以上、これをまだまだ有効に実施してもらいたいということで、私は今回の基金の改正には賛成したいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第2号 知内町ものづくり産業振興基金条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第2号、『知内町ものづくり産業振興基金条例の制定について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

議案第2号、知内町ものづくり産業振興基金条例の制定について。

知内町ものづくり産業振興基金条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきましては、議案第1号により、本町におけるものづくり産業、商業、観光産業の振興をはかるため、雇用、担い手支援、人材育成、ものづくり支援、企業立地支援及び移住支援の施策実施に要する経費の財源に充てるため、知内町ものづくり産業振興基金を設置するため、必要な事項を本条例で定めるものであります。条例の内容につきましては、総務企画課長より説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第2号、知内町ものづくり産業振興基金条例の制定について。

知内町ものづくり産業振興基金条例を次のように制定する。

次のページであります。知内町ものづくり産業振興基金条例。

第1条、設置の目的につきましては、今、副町長より説明のとおりであります。

第2条から第5条までは、積立並びに繰替運用の規定をそれぞれ定めているところであります。

第6条につきましては、処分の規定であります。基金は、第1条に定める経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

第7条は、委任の規定であります。

附則と致しまして、この条例は、交付の日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

基金は、予算で定めるところに積立てするということでありまして、先ほど7番議員からある程度の予算の幅というのは決まっているのかという質問がありました。それは申請があれば、その要件等を満たせば、それなりの対処をしますということなので、たとえ3億円積み立てたとしても、3億円で済まない場合が当然出てくるんだろうと思います。いい方向で考えればです。使っていただければ、残念ながら余るという結果になるでしょうけれども、ただ、その考え方で、入り口にはいろいろな審査、要件等があるものもありますし、いろいろな審査がございます。ただ、その結果として、どうだったのかという精査、その精査を見ながら、結果を見ながら、また次の新たな申込みがあったときには、要件等を改善するという流れも1つは必要なのかなど。ただ、無限に要するにきたものは審査通過すれば、それで全部予算を提出するという考えではなくて、ある程度、その都度、結果を見ながら、それぞれの審査要綱に反映さ

せていくという考え方がなければ、先ほど条例で可決されましたけれども、要するに町長の提案で、また予算が提出されるということにもなりかねないだろうなという思いがしますので、是非、その辺を考慮すべきだと考えますけれども、その辺、どう考えますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。只今のご質問についてですけれども、事業の運営に図りましては、先ほども言いましたとおり、助成対象者等の声も聞きながら、あと規則に定めます、政策検討委員会を設けることにしておりますので、そちらの方の中で事業内容の精査だとか、審議を行っていただきながら、運用を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません。確認ですけれども、それは助成後ですか、それとも、あくまでも、検討委員会というのは、助成前の入り口だけの協議ですか、それとも、先ほどいう、あと2年、3年後のどのような運営状態になるのかという、そこまで入り込むということですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、事業の申請がありましたら、そちらにつきましては、庁舎内の部内にですね、審査会を設けてまして、そちらの方で審査をしてですね、交付の決定を行います。先ほど言いました施策検討委員会につきましてはですね、この事業の運営を図っていく場合に、いろいろとまた助成対象者の声もいろいろと聞いてですね、その中でまた運用も変わっていくことも想定されますので、その辺を施策検討委員会、先ほど言いましたとおり、一次産業を中心としたですね、事業者の代表の方だとか、町民の対象の方を入れた検討委員会の中で、そちらの方を検討をしていただきたいと思いますというふうに考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## ● 議案第3号 知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第3号、『知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課政策室長。

### ◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

議案第3号、知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

知内町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回の計画変更につきましては、本年度予定しております各種の事業の財源と致しまして、過疎対策事業債の充当を可能とするための事業の追加変更でございます。

なお、今回の計画変更につきましては、北海道知事との事前協議を終え、異議のない旨の回答をいただいているところです。

それでは、お手元の予算説明資料の見だし1の新旧対照表によりまして、内容をご説明申し上げます。まず、最初、2、産業の振興と致しまして、対策に文言の追加をするものでございます。③観光・交流拠点施設整備を検討するというところの検討・改修を図るといふ文言を追加するものでございまして、3の計画と致しまして、今年度予定しております、物産館大規模改修事業という文言を追加するものでございます。次に3番、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進のところ、計画のところ、除雪機械格納庫の整備事業を今年度予定しておりますので、これに対する過疎債の充当を可能とするための文言の追加でございます。

次に2ページ目でございます。4、生活環境の整備、その対策のところ、5番と致しまして、資源ごみの適切な保管に向け、施設改良を図るといふ文言を加えまして、3の計画のところ、衛生センター施設整備事業負担金という文言を追加するものでございます。

次に5番、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のところですね、(2)その対策のところ、6番の知内町立湯ノ里保育所の将来展望の検討という文言だったんですけれども、本年度、湯ノ里小学校に移転ということを考えておりますので、その部分で、6番、町立湯ノ里保育所の施設整備という文言に変更するものでございます。更に8番のインフルエンザ等各種予防接種事業のところですが、このヒブワクチンなどの予防接種につきまして、予防接種法が改正されまして、これまでの任意接種から法定の定期接種になったことによりまして、文言を変更するものでございます。8番のところ、B型肝炎等ワクチン接種助成事業というものに変更したということでございます。

次に3ページ目、同じく高齢者等のところなんですけれども、事業の計画のところ、先ほどご説明を致しましたB型肝炎等ワクチン接種助成事業という名称を変更するものでございます。更に10番、その他地域の自立促進に関し必要な事項のところ、このところで、(1)現況の問題点にエと致しまして、丸々追加をするものでございますが、地域コミュニティ活性化事業と致しまして、本町の湯の里地区及びハマナス地区は、町の中心部から離れている理由等から少子高齢化が著しく進んでいる地域であ

り、学校に通学する児童の減少や地域コミュニティの存続が課題となっている。今後は、特色ある学校目指すとともに、地域コミュニティの存続と活性化に向けた施策を展開する必要があるという文言を追加するものでございます。

次に4ページ目と致しまして、その只今追加した文言に対応する事業と致しまして、(2)その他、6番と致しまして、地域コミュニティ活性化事業を推進するということで、同じく3番の計画に湯の里・ハマナス・漁家団地空家居住促進事業という文言を追加するものでございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

最後の10番目なんですけれども、事業内容、湯の里・ハマナス・漁家団地等の空家の居住促進、これは以前、教育関係で空家対策も含めて提案された事業ありますけれども、それ以外に6次に向けた総合計画のためのこの改正ということもあるんですか。それとも、以前の問題だけですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長 (小田島伸二)

今の現行の町の過疎対策の市町村計画なんですけれども、平成27年度、今年度をもって終了致します。来年から平成28年度からの10か年計画を本年度中に策定をするということになっておりまして、それらの中で、今回の事業をまた再度、盛り込みながら、今、ご指摘のありましたように、まちづくり総合計画だとか、関連する計画にも同内容を継続して盛り込むという予定でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

10番目の3ページなんですけど、現況と問題点、これは以前にコミュニティスクールのときにも同じような質問をして、疑義を投げかけたことがございます。ただ、私は、この問題点というのは、ハマナス・湯の里地区だけの問題ではなくて、この文言そのものを前段をです、今、知内町全体がこの問題に直面しているということなんです。ハマナスだとか、湯の里だけに限定することじゃなくてです。これどうしても限定するんだったら、むしろ知内小学校も入れてほしいなという感じ。そういうことで、私は文言そのものを本町の湯の里地区及びハマナス地区はというところじゃなくて、知内町、町全体をというところで、頭からこういう感じの文言に変えていただきたいと思うのですが、考え方お尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長 (小田島伸二)

今回の計画変更につきましては、前段でもご説明を申し上げましたとおり、町がいろいろな事業を計画しているものに対しまして、過疎対策事業債の充当を可能とするための計画の変更ということを考えてございます。4ページ目の計画のところ、湯の里・ハマナス・漁家団地の空家居住促進事業というところでです、今年の第1回定例会で新しい制度と致しまして、空家の解消をしつつ、小学校児童の児童数を確保し、

湯ノ里小学校、涌元小学校などの学校の維持存続を図るという趣旨で、既に助成の制度に対して予算議決をいただいております。その事業の財源として、過疎対策事業債を充当するために、今回の計画を対応する文言として変更を考えておりますので、現状と致しましては、議員ご指摘のとおり、町全体で少子高齢化が進んでいるのは事実でございますけれども、今回の計画変更の部分は、あくまでも今年、予算で議決をいただいた助成事業の財源対応のためということでの変更でございますので、ご理解いただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第4号 平成27年度知内町一般会計補正予算（第3号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第4号、『平成27年度知内町一般会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第4号、平成27年度知内町一般会計補正予算（第3号）について。

平成27年度知内町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,415万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,744万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正であります。地方債の追加、変更は「第2表地方債補正」による。

慣例によりまして、歳出より説明致しますので、16ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に2,017万4千円を追加し、2億929万9千円とするものであります。内容につきましては、2節給料から4節共済費までは、職員の異動に伴い、それぞれ追加するもので、13節委託料では、行政不服審査法及び関連法施行に伴う、例規の整備業務委託料として129万

6千円をまた、社会保障税番号制度にかかる総合行政システム改修委託料に746万9千円をそれぞれ追加するものであります。なお、総合行政システム改修委託料の追加につきましては、国の整備費基準額の増によるもので、詳細につきましては、予算説明資料の見だしナンバー1、総務企画課関係の5ページをご参照いただきたいと思います。

次のページです。3目財産管理費に3,005万円を追加し、1億2,730万9千円とするものであります。内容は、除雪機械格納庫整備に伴い、12節役務費に建築確認申請手数料として5万円、13節委託料に設計委託料として200万円、15節工事請負費に工事費2,800万円をそれぞれ追加するものであります。なお、建設場所等、整備概要につきましては、総務企画課関係の予算説明資料6ページをご参照いただきたいと思います。

次に4目財政調整基金費に3億円を追加し、3億771万2千円とするものです。内容は、25節積立金にもものづくり産業振興基金積立金として追加をするものであります。

次のページです。9目交通安全対策費に7万7千円を追加し、437万3千円とするものであります。内容は、11節需用費に交通安全車の夏タイヤ購入費として追加をするものであります。

次のページです。2項徴税费、1目税務総務費から402万7千円を減額し、3,569万2千円とするものであります。内容は、職員の異動に伴い、2節給料から4節共済費まで、それぞれ減額をするものであります。

次のページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に760万4千円を追加し、7,987万9千円とするものであります。内容は2節給料から4節共済費までは、職員の異動に伴い、減額、追加をするものであり、11節需用費から19節負担金補助及び交付金までは、臨時福祉給付金にかかる事務費給付金の追加であります。

なお、制度の内容につきましては、予算説明資料で行いますので、見だしナンバー2、生活福祉課関係の1ページをお開きいただきたいと思います。今回の臨時福祉給付金とこのあと、補正の説明を致します、子育て世代臨時特例給付金の説明であります。昨年、平成26年度に引き続き、今年度も支給となるものです。制度概要は、そこに記載のとおり消費税率の引上げの影響を踏まえて、臨時的な措置として給付されるものであります。今年度の基準日は、臨時福祉給付金が27年1月1日、子育て世帯臨時特例給付金については、5月31日が基準日となっております。

次に臨時福祉給付金の給付対象者であります。27年度の町民税が課税されていない方であります。また、課税されていない方であっても、自分自身が誰かに扶養されていて、その方が課税されている場合は、該当とはなりません。その下の四角の枠組みの中には、町民税が課税されない所得水準が載っておりますので、後ほど、ご参照いただきたいと思います。

次に給付額でございますが、給付対象者1人について6千円であります。昨年、平成26年度は、1人1万円でしたけれども、27年度は6千円ということになってございます。

次に子育て世帯の臨時特例給付金であります。支給対象者は、平成27年6月分の児童手当を受給されている人が対象であります。それで、給付額につきましては、一番下に記載してございますが、児童手当の対象児童1人につき3千円あります。こ

れも昨年度、平成26年度は、1人につき1万円でしたが、今年度は3千円ということになってございます。

それでは、議案に戻っていただいて、23ページをお開きいただきたいと思います。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に182万2千円を追加し、1億1,997万1千円とするものであります。内容は、今年度より実施しております、子ども発達支援事業に伴い、11節需用費に消耗品25万円、18節備品購入費に管理備品、指導訓練備品、合わせまして157万2千円を追加するものであります。

次のページ、5目介護保険費に43万1千円を追加し、1億131万3千円とするものであります。内容は、28節繰出金で介護保険特別会計繰出金としての追加であります。

次のページです。2項児童福祉費、2目児童措置費に199万6千円を追加し、1億2,959万4千円とするものです。内容は11節需用費から19節負担金補助及び交付金まで、先ほど予算説明資料で説明したとおり、子育て世帯臨時特例給付金にかかる事務費、給付金として、それぞれ追加するもので、18節備品購入費では、学童保育の管理備品として17万円を追加するものであります。

次のページ、3目児童福祉施設費に225万4千円を追加し、4,021万2千円とするものであります。内容は3節職員手当等に特別支援保育士の通勤手当として8万6千円、また、湯ノ里保育所の移転に伴い、7節賃金に遊具等設置賃金5万5千円、14節使用料及び賃借料にトラック借上料1万5千円、18節備品購入費に管理備品として、購入費として209万8千円をそれぞれ追加するものであります。

次に4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に26万4千円を追加し、4,638万5千円とするものであります。内容は職員の異動に伴い、3節職員手当等から4節共済費まで、それぞれ追加、減額を致しまして、19節負担金補助及び交付金では、今年度の道南ドクターヘリ運航経費負担額の確定により、37万9千円を追加するものであります。

次に2目予防費に24万8千円を追加し、3,010万2千円とするものであります。内容は生活習慣病予防事業の助成決定を受けたことから、11節需用費に消耗品1万円、13節委託料に23万8千円を追加するものであります。

次のページです。3目環境衛生費に48万7千円を追加し、835万6千円とするものであります。内容は、毒蛾等害虫処理業務のため、7節賃金、11節需用費にそれぞれ必要額を追加するものであります。

次に37ページお開きいただきたいと思います。37ページです。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費から97万5千円を減額し、3,755万6千円とするものであります。内容は職員の異動に伴い、2節給料から4節共済費まで、それぞれ減額、追加をするものであります。

次のページです。4項住宅費、1目住宅管理費に1千万円を追加し、1,438万4千円とするものです。内容は15節工事請負費で、さくら団地解体工事に320万円、アカシヤ団地の3箇所給湯やユニットバス化を図るための改修、個別改善工事に670万円を追加し、19節負担金補助及び交付金では、さくら団地解体に伴う移転費助成として、10万円を追加するものであります。なお、詳細につきましては、予算説明資料見だしナンバー4の建設水道課関係1ページをご参照いただきたいと思います。

次のページです。9款1項消防費、2目災害対策費に99万6千円を追加し、60

3万円とするものであります。内容は防災行政無線屋外拡声器修理費として7節賃金から16節原材料費まで、それぞれ必要額を追加するものであります。以上で私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

私の方から産業振興課関係の補正予算について、ご説明致します。

議案の30ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に674万9千円を追加し、9,334万3千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金に経営体育成支援事業補助金を追加するもので、この事業は国の事業で25年からはじまっておりまして、今回4経営体から申請が上がりまして追加するものでありまして、詳細につきましては、説明資料、産業振興課の11ページをあとでご参照願いたいと思います。

次に31ページ、2項林業費、1目林業総務費から480万4千円を減額し、1,314万3千円とするものであります。これは、2節給料から4節共済費につきまして、職員の異動に伴い補正するものです。

次に32ページ、2目林業振興費に820万円を追加し、2,669万9千円とするものであります。これは、19節負担金補助及び交付金に原木貯蔵施設整備事業助成として追加するもので、内容につきましては、説明資料の12ページをお開き願います。産業振興課関係の12ページですけれども、原木貯蔵施設整備事業についてということで、事業の概要ですけれども、知内町森林組合の方で森林整備等により産出される原木取引に関する事業拡大を図るため、原木貯蔵施設を今年度中に整備する予定になっております。このため、知内町農林漁業振興事業補助要綱に基づきまして補助をしたいというふうに考えております。事業の内容につきましては、用地購入費から用地測量費、土木工事費で、合計で820万円を見込んでおりまして、位置図につきましては、ご覧のとおりとなっております。

続いて、議案に戻っていただきまして、33ページ、4項1目ものづくり産業振興費に5,320万2千円を追加するものであります。これは先ほど可決いただきました、ものづくり産業振興条例制定に伴う今年度の事業費を9節旅費から19節負担金補助及び交付金に追加するもので、内容につきましては、説明資料の3ページをお開き願います。ものづくり産業振興条例案に基づく施策の展開方法ということで、左の方に現状と課題ということで、町におきます人口減少、特に生産年齢人口が約半分になるという減少。それから、2つ目としまして、地域産業の関係で、地域に根ざした産業が発展しておりますけれども、従事者の高齢化や今後の生産年齢人口の減少に大きな懸念がある、そこで新たな商品開発や企業価値向上等を合わせて担い手対策による地域産業の維持拡大が急務ではないかと。3つ目としまして、国の動向としまして、地方創生に自主的に取り組む自治体に支援をするということで、今、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を今、策定するというようになっております。それで、展開方法ですけれども、右側ですけれども、条例でも説明しましたが、地域産業の中核をなすものづくり産業、商業、観光産業を5本の柱で推進していくということで考えておりまして、1番目としまして、雇用・担い手支援ですが、新規就労者や後継者等への給付金を年150万円以内で給付します。事業は、経営開始型が5年間、職員雇成型が2年間の給付です。なお、経営開始型は、従前からの国の就農支援事業を踏襲して事

業を展開してまいります。2番目としまして、人材育成支援ですが、事業従事者や会社従業員の研修や資格取得に対しまして、8割を補助するもので、年100万円以内で補助します。3番目としまして、ものづくり支援ですが、3つの事業がありまして、1つ目は、新分野進出・規模拡大にかかる経費に対して、新規雇用創出相当額を限度としまして、8割を補助するもので、5千万円以内で補助します。2つ目は、新商品開発や試験等にかかる経費に対して8割を補助するもので、地域資源活用を条件としまして、500万円以内で補助します。3つ目は、企業や商品価値向上にかかる経費に対して8割を補助するもので、100万円以内で補助します。4番目としまして、企業立地支援ですが、こちらにつきましましては、4つの事業がありまして、1つ目が固定資産税相当額を5年間交付します。2つ目は、町有地を10年間無償で貸付けする事業です。3つ目は、町内のものを新規雇用した場合、1人あたり150万円の1回限りですけれども、助成します。4つ目は、3番目で説明しました、ものづくり支援の活用について、経費の8割補助を10割にするものです。このほか、各種優遇制度の活用につきましましては、個別に相談に応じていきたいというふうに考えております。5番目としまして、移住支援ですが、3つの事業がありまして、1つ目は、住宅取得型で、移住目的の住宅新築、または、購入に対して補助をするものです。2つ目は、住宅貸付型で、町がセミオーダー住宅を建築しまして、それを移住者に賃貸後、20年後に譲渡することができるものです。3つ目は、社宅等整備支援で、事業等が新たに社宅を新築、または、購入することに対して補助するものであります。以上、この5本の柱によりまして、5年後の就業人口を現在のレベルに維持したいと考えております。各事業の概要につきましましては、4ページ以降にありますので、ご参照願いたいと思います。

次に議案に戻っていただきまして、34ページです。7款1項商工費、2目商工振興費に200万円を追加し、1,351万6千円とするものであります。これは、19節負担金補助及び交付金にサマーカーニバルin知内実行委員会助成として、追加するもので、内容につきましましては、説明資料14ページをお開きください。この事業につきましましては、電源立地地域対策交付金事業を充てることにしておりまして、第31回サマーカーニバルin知内を今、実行委員会の方で計画しておりまして、開催日につきましましては、8月14日、会場につきましましては、例年どおり河川敷の特設会場を考えておりまして、ここに書かれているとおり、パークゴルフ大会から花火大会と吹奏楽のコラボまでの事業ですけれども、この事業内容につきましましては、実行委員会の方で最終的にもんでおりまして、大まかにはこの事業を展開していくことに対しまして200万円を助成するというふうに考えております。

次に議案に戻っていただきまして、35ページをお開き願います。3目観光費に500万円を追加し、1,594万6千円とするものであります。これは13節委託料に物産館大規模改修実施設計委託業務として追加するものであります。

次に36ページ、6目健康保養センター管理費に84万4千円を追加し、2,508万6千円とするものであります。これは11節需用費に修繕費として追加するもので、内容につきましましては、こもれば温泉の露天風呂の笠木が朽ちてきておりまして、それを貼り替えるものであります。以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に教育委員会関係で、高校事務長。

◎ 高校事務長（田中志津夫）

それでは、私の方から教育費関係の補正内容をご説明致します。

40ページをお開きください、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費から443万5千円を減額し、1億1,899万1千円とするものです。内容につきましては、英語指導助手が予定より早く3月末で退職したことから、1節報酬に代替の指導助手報酬として74万円を追加し、2節給料で120万円、4節共済費で18万7千円、9節旅費で40万円、それぞれ関係予算を減額するものです。また、職員の異動により、2節給料から4節共済費まで、それぞれ必要額を減額、追加するものです。また、インクルーシブ教育システム構築モデル事業の交付決定により、関係する事業費として3節職員手当等で通勤手当7万円、7節賃金で事業賃金56万円、18節備品購入費で22万6千円をそれぞれ減額するものです。

次に42ページをお開きください。3目学校給食センター費から51万2千円を減額し、6,734万1千円とするものです。内容は、2節給料から4節共済費まで、職員の異動により、それぞれ追加、減額するものです。

次のページです。2項小学校費、1目学校管理費に64万9千円を追加し、7,530万7千円とするものです。内容は、3節職員手当等で、特別支援員通勤手当に不足と見込まれる額5万1千円、18節備品購入費に学校管理備品として59万8千円をそれぞれ追加するものです。

次のページです。3節中学校費、2目教育振興費に25万円を追加し、743万4千円とするものです。内容は20節扶助費に要保護、準要保護生活扶助費として追加するものです。

次のページです。4項高等学校費、1目学校管理費に352万3千円を追加し、2億6,329万6千円とするものです。内容は1節報酬に時間講師報酬として26万9千円、9節旅費に研修旅費、赴任旅費、合わせて105万円と13節委託料に校舎外壁タイル面打診調査委託料として220万4千円をそれぞれ追加するものです。なお、タイル面打診調査箇所につきましては、予算説明資料見だしナンバー5、教育委員会関係1ページをご参照願います。

次のページです。6項社会教育費、2目公民館費に165万3千円を追加し、3,071万3千円とするものです。内容は13節委託料に中央公民館外壁タイル面打診調査委託料として追加するものです。調査箇所につきましては、説明資料、教育委員会関係2ページ目をご参照願います。

次のページです。7項1目保健体育費に43万1千円を追加し、9,733万2千円とするものです。内容は4節共済費で、プール臨時賃金にかかる保険料として3万円、7節賃金で、環境整備賃金として7万1千円、また、プール授業指導研修育成のための経費として、8節報償費に人材育成講師謝金14万円、9節旅費に研修旅費19万円をそれぞれ追加するものです。以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきますので、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

続いて、総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

5ページをお開きいただきたいと思います。歳入です。9款1項1目地方交付税に1,363万6千円を追加し、19億3,985万4千円とするものです。内容は、今回の歳出補正に伴う財源として追加であります。

次のページです。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に454万5千円を追加し、2,668万2千円とするものです。内容は、社会資本整備総合交付金に公営住宅の改修、解体事業にかかる交付金としての追加であります。

次に3目民生費国庫補助金に1,040万2千円を追加し、1,127万7千円とするものです。内容は臨時福祉給付事業補助金として857万6千円、子育て世代臨時特例給付金給付事業補助金として、182万6千円を追加するものであります。

次です。4目総務費国庫補助金に718万1千円を追加し、1,497万9千円とするものです。内容は、国の基準額改定に伴い、社会保障税番号制度システム整備補助金として追加をするものであります。

次に3項委託金、3目教育費委託金から85万6千円を減額し、422万6千円とするものであります。内容は、委託金の額決定に伴い、インクルーシブ教育システム構築モデル事業分として減額をするものです。

次に14款道支出金、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に674万9千円を追加し、5,997万9千円とするものです。内容は農業費道補助金で配分の通知があったことから、経営体育成支援事業補助金として追加をするものです。

次に6目電源立地地域対策交付金に200万円を追加し、812万4千円とするものです。内容は、電力移出県等交付金の追加で、サマーカーニバルin知内分であります。

次に17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に3億6,520万2千円を追加し、7億997万1千円とするものであります。内容は、ふるさと創生事業基金繰入金で、新たにものづくり産業振興基金を創設するため、3億円を追加し、農林漁業振興基金繰入では、原木貯蔵施設整備事業分として820万円、公共施設等整備基金繰入金では、公共施設外壁調査分として380万円を、ものづくり産業振興基金繰入では、事業費充当分として5,320万2千円をそれぞれ追加するものであります。

次に19款5項1目雑入に29万2千円を追加し、1,838万1千円とするものです。内容は、道南ドクターヘリ運航負担金精算金及び健康づくり推進地域支援事業助成金として、それぞれ追加をするものであります。

次に20款1項町債、2目土木債に3千万円を追加し、4,830万円とするものです。内容は除雪機械等整備事業債として除雪機械格納庫整備事業分を追加するものであります。

次に10目商工債に500万円を追加し、630万円とするものであります。内容は、物産館大規模改修事業債として追加をするものであります。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正であります。追加です。物産館大規模改修事業債として500万円を追加するものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願いたいと思います。除雪機械等整備事業債、限度額150万円を3,150万円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございませんので、お目通し願いたいと思います。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款毎に行います。

まず、2款総務費。質疑ありませんか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

16ページの予算には直接関係ございませんけれども、課長、マイナンバー制度で、今、国の方でああいう大量の個人情報漏えいしたということで、その部分についてですね、前も予算委員会のときにうちの町の個人情報の管理はどのようになっているかという議論した経緯があるんですけれども、この辺について、国に対して町はどのような形でこういうものを防ぐ形、要望する形であるのか、もしあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。まず、マイナンバー、番号制度の方の関連でございますが、そこらは前にもご説明したと思いますが、番号制度のシステムを使う回線は、専用回線を使って、通常のインターネット回線とは全く分かれた形で利用していくというものです。それと、国だとか、ほかの市町村とかの情報の連携は、中間サーバーということで、全国に2箇所設置するのですが、そこも専用の回線を使ってセキュリティ上問題ないようにということでやってございますので、その辺はご理解をいただければと思います。それと、うちの方のシステム関係のセキュリティなんですけれども、従来、町の中にサーバー、システムをおいて、それでそれぞれ国民健康保険だとか、介護だとか、それぞれのシステム、そこから利用していたのですが、昨年度、総合行政システムの整備、クラウド化ということで、今現在は、札幌の事業所にあるところと専用回線につながってやっています。これも使う端末、パソコンについては、このシステムを使うためだけの専用回線を通じてのパソコンで、通常、職員がインターネットを見れるような端末、パソコンとは全く切り離して使っておりますので、これもインターネットからの情報流出というのはないような形でやってございます。ただ、今回、年金関係でも情報流出ありました。人為的ミスで流出することも当然あると思いますので、その辺は今一度、職員にセキュリティの徹底を周知して行って、情報漏れ等ないような形で進めていきたいと思っております。そういうことでご理解願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

ただ、今の年金機構の情報漏れということは、やはり全国からのそういう情報が最終的には国の方で一元管理するという形になっていきますよね、そこでそういう形になってしまったら、如何に末端の市町村で一生懸命そういうセキュリティを構築しても、結局そっちへ行った情報というものは、はっきり言ってこっちの方では全然防ぎようがないという部分になってしまうのではないかと私、思っているんですよね。だから、そういうふうになってしまったら、いくらこういう市町村単位でも一生懸命こういうセキュリティ、セキュリティと言っている、やはり今回の場合に対してですね、こういう末端の方の市町村の方で、もう少しきちんとしたセキュリティを構築してくださいというような要望とか意見をきちんと出さなかったんですか、出しているんですか、その辺、あるようでしたら。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。先ほど説明不足だったんですけども、情報のやり取りは、全国2箇所に設置する、中間サーバーというところに情報がいて、そこで皆さんやり取りするのですが、その情報は地方公共自治体だとか、税務関係だとか、それぞれの機関ごとに情報は管理します。ですから、個人情報漏れることはないのですが、仮に個人情報漏れたとしても、その人のデータは、芋づる式に税務関係の町の住基関係も全部芋づる式に出るといったものではございません。それぞれの機関ごとに中間サーバーの中で管理されますので、その辺は国の方でしっかりとセキュリティ管理はしてございます。そういうことで、今回、年金の関係で情報流出あった際も国ではこういうセキュリティをしっかりとしているの、地方自治体も心配しないでくださいということで文書はいただいております。そういうことでよろしいでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。先ほど言いましたとおり、国はシステム上、問題ないように十分やっているということでもありますけれども、これからも更に地方自治体もセキュリティは十分、管理進めていきますけれども、国の方で更なる人的ミスもないような形で、それぞれセキュリティを守っていただけるような対策を更に強く講じていただければ、要望していきたく思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにありませんか。3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

財産管理費の中で、今回、除雪機械格納庫、これは建てることについては、むしろ、時期が遅いくらいな感じを受けてございますけれども、前回の全員協議会の際にも話したようにですね、今回、ただ、格納庫45坪の格納庫を建てるだけで、それで今、ちょっと坪当たり計算をしてみたら、62万2千円、普通の家よりも更に高く、何か特別、この建物の仕様を考えているのか、仕様というか、何かいろいろなことを例えば、保温だとか、そういうことを考えている中での単価なのか、お知らせいただきたい。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

今回、提案してございます委託料で設計委託費200万円持っているのですが、詳細設計については、この後でございます。建設費、今回提案した金額算出におきましては、車庫という性格上、内装制限で火災に強い、これが建築基準法で規定されていますので、その辺の内装部分を見込んでいて、格別、特別な仕様を考えているわけではございません。それで、単価算出にあたりましては、26年度にですね、近隣町で車庫を作っておりますので、その辺の坪単価、材料等を勘案しながら、今年度の単価を入れ替えて、とりあえず、予算措置をさせてもらっております。実施設計の中では、更に建築費等削減を考えたいというふうに思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

ただ、火災に強い外壁をただ使うだけなんだと。これはどうなんでしょう。一般家庭と我々、どうしても比べますよ。一般家庭、車庫を作るといったら、坪25万円と  
いったら良いものできますよね。この辺、比べて、なぜ、公共でやれば、こんなに値段高くなるの。別にいろんな仕様を付けているわけでもないです。ただ、土間盛って  
外壁だけでしょう。普通のいろいろな形の住宅でも、62万円の家といたらみんな  
びっくりしますよ。これがひとつの基準になってくるんですよ。町でやっていること  
が。なぜ、役場でやるのが高くなるのかということなんです。きちんと説明がされ  
なかったら、町民にどうやって説明します。

それから、もう1つ、これも以前から私、言っています。設計委託、なぜ、町の設  
計管理士持っている人いるんでしょう。この人が担当しないの。200万円もなぜ、  
無駄なところに金掛けるの。これからまだ出てきます。まちづくり、これから出てく  
る住宅の問題等についてもすべて委託でしょう。何のために職員養っているの。もう  
少しこの辺、活用すれば、無駄な経費というのは削減できるんだと思うのですが、通  
り一辺倒の説明はいりません。きちんとした答弁、説明願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、建築費に関しましては、ここの説明資料にございますように、除雪ドーザ2  
台、ロータリー1台を考えておりますので、それを木造、今回、梁に関しては、一部  
鉄骨が入るのかと思いますけれども、その辺のいわゆる通常の車庫よりは空間が大き  
くなりますので、その辺の構造体で少し参考にしている自治体の車庫の数量が通常  
の車庫よりも多いのかなというふうに思っております。ですから、その辺について、通  
常の車庫よりも単価が上がっているのかなと。ただ、おっしゃるとおり、今回、坪6  
2万円でございます。それで、住宅も坪、個人住宅も60万円、70万円くらいの住  
宅であれば、そこそこの住宅が建つかなというあたりがありますので、今後、設計委  
託かける中でですね、最終的な建設費については、十分、ご納得をいただけるよう  
に資料を整理させていただきたいなというふうに思います。

それから、設計委託費についてなんでございますが、今回、実は木造の車庫という  
ことで、国土交通省とも新たな発注方法についていろいろと指導等もありまして、今  
回、除雪車庫につきましては、設計施工で実は地元の大工さん達と一度、可能性につ  
いて打ち合わせをしてございます。その中で、最終的にはですね、今回、委託費を持  
つことになったんですけども、建築士の資格を持っていらっしゃる方もいらっしゃる  
のですが、実は建築士法の中でですね、事務所登録をしていないと、こういうよう  
な設計については、できないというようなことで最終的に整理がつかしました。です  
から、町内の大工さん達に関しては、なかなか設計施工で今回の車庫は難しいとい  
うような結論に達したものですから、今回、工事請負費と設計委託費と合わせて提案を  
させてもらったというところでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

申し訳ございません。構造計算が必要だという、まず、この車庫につきましてはですね、建築基準法に則った中で粛々と設計するものではなく、確認申請が必要であり、構造計算が必要だということでございます。したがって、私どもの建築職員いるんですけれども、構造のソフトもございませんし、なかなか構造計算難しいというところもありますので、今回は設計委託という予算措置をさせていただいております。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

先ほどの総合行政システム、マイナンバー制度でお尋ねします。ちょっと関連になるのかもしれませんが、報道等の中で、医療費、例えば、自分が1つの病院にかかって、もう1つ、セカンドオピニオンみたいな感じでかかって、また3つかかかってという、その中で薬が処方されるわけですよね、それを転売して売っていたということで、なかなかそれは行政でチェックできなかったということなんですけれども、それは行政として、市だとかそういうふうに大きくなればチェック不可能なのか、我々みたく5千人規模前後でやっている町村というのは、チェックできるのか、そして、それがマイナンバー制度によって、これからはそういうこともなくなるんだというお話でありますけれども、なぜ、そのチェック、セカンドだとかそういう感じで各病院から処方されるものをチェックできないのか、その辺、お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。医療費、医療給付費、それから、薬代もそうですけれども、国民健康保険の加入者であれば、町の方にその利用した部分のレセプト、診療報酬請求が回ってきますので、ある程度、可能かと思うのですが、それ以外の社会保険だとか、共済保険だとかの方は、まず、町の方では把握することができないというのが、まず、1つです。それと、同じ国民健康保険であっても、様々年間通してその辺をチェックするというのは、なかなか人的要因も必要だということで、今、レセプトの点検については、外部委託をしているんですけれども、国民健康保険については、できないことはないですけれども、なかなか人的要因が必要だということでご理解いただければと。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

もう1点、それをマイナンバー制度にすることによって、自治体でも把握できるようになるのか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今、マイナンバー制度で考えているのは、その人の住民記録の中でも氏名、生年月日、住所、それから、その人の税の所得の状況だとかというふうに、

ある程度、決まっています。情報のやり取り。制度が今、当初始まるときは。その中には、医療給付の内容等は、今現在は含まれておりません。ですから、いずれはこのマイナンバーを使うことによって、いろいろな活用法をしましょうということで、国も検討していますし、地方自治体もそれぞれ知恵を出し合って、使えるようにしてくださいということにはなっていますが、今、当面、制度が始まるのが、平成29年1月から国から情報の連携が始まるのですが、地方自治体は平成29年の10月から始まるのですが、その時点では、まだ医療のそういう薬だとか、給付内容はこの中ではできないことにはなっています。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

先ほど7番議員からありました、年金の関係で流出、それらの報道と合わせてこのマイナンバー制度の解説等あったんですけども、国の方では、盛んにこのマイナンバー制度が運用されることによって、そうした医療対策等も要するに対応できるんだというお話があったような気がしたんですけども、今、課長が言うような、ちょっと違うような気がしますけれども、その辺の答弁、もう1回、お願いします。

それと、道南ドクターヘリの経費なんですけれども、道南で初めて2機の運営、運航をするということで、経費負担もその分、多くなるんだろうと思いますけれども、道南だけという話でありましたけれども、例えば距離的なもの、道南であれば奥尻島もありますので、大変距離的なものがありますけれども、それらをちょっと抜いて、道東、もしくは、道北、いろいろな箇所と比べてですね、負担金、2機あることによって、どの程度変わるのか、単純に半分になるのか、その辺、もしご存じであればお尋ねを致します。

◎ 議長（伊藤政博）

あとで、今、総務費でお願いします。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。マイナンバーの関係は、医療費関係も当然、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療だとか、そういう関係での情報連携もやります。例えば、国民健康保険の医療費受給受けるのに申請を出す場合の所得制限、そういった場合の所得情報の連携だとか、そんなのもやりますけれども、医療費の診療内容だとか、そういう細かいところまでは、制度はじまるときはまだないです。ただ、いずれはそういうことで、いろいろ使っていきたいと思いますということで、これから広がりが出てくるんだというふうに思います。ということでご理解いただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

年金の方でもそういう不祥事がありましたので、多分、そういうふうには、マイナンバー制度活用すれば、そういう制度もできるので、医療の部分については、そういう事故はないだろうと盛んに火消しみたいな役割だったのかなという気はしますけれども、38ページのさくら団地解体工事。

◎ 議長（伊藤政博）

今、款毎いっていますので、今、2款の総務費です。款毎です。執行課毎ではありません。

ませんので、お願いします。

2款総務費、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

なければ、2款の総務費終わって、3款民生費に移ります。民生費の質疑を受けま  
す。民生費ございませんか。

(「なし」の声あり)

なければ、終わって4款衛生費になります。

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

先ほどお尋ねした道南ヘリの負担金なんですけれども、道南は2機持っている  
それ以外の道東、道北等ですね、1機で運営しているということでもありますけれども、  
単純にその町の負担金というのは、1機、2機で、どの程度変わるのか、もしご存じ  
であれば、その辺の数字的なもの。距離で当然変わってくるんでしょうけれども、お  
願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明致します。まず、平成27年度の負担金が平成26年度から大きく増えてい  
るというのは、平成27年度は1年間の運航ですけれども、26年度は年度途中から  
の運航だったということでご理解いただければ。それと、1機だけで運航することで  
負担金にどの程度影響あるのかというのは、今ちょっと申し訳ございませんが、おさ  
えてございませので、後ほど調べたいと思います。よろしく願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

そのドクターヘリを活用した場合ですね、飛んできて着陸して、診察するわけです  
よね。もしその診察の段階で必要がないと判断した場合は、空で戻るんだという説明、  
以前ありましたけれども、その判断というのは、救命士がするんですか、医者がする  
んですか、その辺は。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副町長 (網野 眞)

知り得る範囲でご説明したいと思います。まず、先立て本町でも1件ドクターヘリ  
の要請がありました。その案件でいいますと、高所から落下したということで、その  
段階では、通報を受けた消防の判断でまず、ドクターヘリの出動要請をしたと。その  
段階で、まず、消防が救急出向いて、応急処置を講じて道南ドクターヘリのランデブ  
ーポイントまで患者を搬送すると。患者を搬送して、その後、道南ドクターヘリに搭  
乗してきた医師、看護師が、患者を診て、その上で搬送を要するかどうかの判断、そ  
れはドクターの方ですという形になります。今回の場合には、比較的軽傷ではあり  
ましたけれども、ドクターヘリの方で搬送をかけた。ただ、場合によっては、ドク  
ターヘリが空戻りすることもある。それはあくまでも医師の判断でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

なければ、衛生費を終わります。

ここで、昼食のため、暫時休憩致します。

再開は13時ちょうどと致します。

( 休憩 午前 11時58分 )

( 再開 午後 1時00分 )

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

只今、議案第4号の審議中であります。引き続き、質疑を行います。

6款農林水産業費の質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

33ページの経済育成支援についてお尋ねします。これは、農業機器等、先ほどの等というのはここだと思いますけれども、その等が付くことによって、やっぱり拡大解釈されるんだろうなと思いますけれども、融資残高の自己負担分を助成するということでもありますけれども、これは新規にかかわらず中古対応もするということでもありますけれども、先ほど、ものづくり条例で発生して、いろいろな制度的なもの、これから審議もあるんだろうと思いますけれども、この制度にそれらも兼ね合わせて、活用できるところはどんどん複数取り入れることは可能だということでは理解していいですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。まずは、ものづくり事業の関係と国とか道の事業の関係ですけれども、まずは、優先すべきは、国だとか、道の事業ですね、採用できるものについては、そちらの方を優先的にもちろんやっていくことで考えて、国だとか、道の制度がありましたら、そちらの方の制度を活用していただきたいということで考えております。それで、今のご質問の経済育成支援事業につきましてはですね、融資残の3割を助成するというものですので、これともものづくりと融資に対してという形ですので、この事業に対しては、ものづくりとはちょっと両方なるということにはなりません。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

これと切り離してという考え方で、ものづくりはこれにどんどん上乗せすることは不可能だということなんでしょうけれども、ものづくり条例の中での基本的に制度を活用するというのは構わないけれども、要するに単独で道なり、国の補助がある場合は、それを優先して使っていただく。そして、それに国、道の支援がない場合については、ものづくり条例の中で、要するにいろいろ条例の中で使えるものは、複合的に使えるという、あくまでも、複合的に使えるというのは、助成をいろいろ取り集めて使えるというのは、ものづくり条例の中での話なんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まずは、産業団体の事務の方と2回ほど懇談しておりまして、まずは、農業者なり漁業者なりの商工業者がですね、相談にうちの役場の産業振興課か、それぞれの商工会の事務局なりに行ってですね、ご相談を普通されると思うんですけども、その場合にまず、国の制度なり、道の制度がありましたらですね、そちらを活用していただくように産業振興課の方でもやっておりますけれども、ただ、それになかなか合致しないものも結構あると思いますし、そちらの方でものづくりの方にのれるものであれば、何もなければ、のれない条件が合致しなければですね、ものづくりの方で事業が展開できるかということを考えるようにですね、事務の方々にも相談しておりますし、この予算が通りましたら、また再度ですね、各産業団体の事務局の方にまず、1回説明し、その後、それぞれの事業主の方々にもですね、説明しますので、その辺をご理解していただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を続けます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この事業については、先ほど来、言っている、国だとか、道の事業を例えば就農支援を受けて、また、ものづくりで受けるということになりませんので、それは国だとか道の事業が優先して、もし採択していただけるのであれば、そちらの方を使っていたら、これを保管してまたものづくりで、残りの残に対してですね、助成するというものではありません。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

ここで言う、農業機器等を習得する場合ということで、いろいろ融資の方法はいろいろあるんだろうと思いますけれども、ただ、考え方からいけば、要するに規模拡大ですよね、機械を投資するというのは、要するに規模を拡大したいから投資するんだという、そういう含みもここでは受けられるんだろう思うんですね。そのうちの要するに10分の3、自己負担分の上限300万円以内で助成するということなんでしょう。ですから、要するにそれと合わせて、ものづくりでいろいろ規模拡大とか、いろいろ要素的な、同じ複合的な要素がありますので、それらもこれに合わせてやれば、10分の3負担ですけれども、あと10分の7は、またそっちのものづくりの方から助成していただける部分も出てくるのかなという思いがあったんですけども、その辺というのは、あくまでも切り離して考えるということですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。例えば、今のこの事業でいきますと、3番のものづくり支援ということになると思うんですけども、これはあくまでも雇用の給料等に対する積算、ご説明したとおりですので、まず、この融資の部分でなりませんし、そもそもこの経済育成事業をですね、融資に対して10分の3という、融資ありきでやっていますので、その融資にまたものづくりで支援をするということには、この事業にはなりません。

ん。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません。くどいようですけれども、あくまでも、機械を入れて、規模を拡大することによって、雇用も生まれるんだということで、これを今、やろうとすればですよ、やろうとすれば、雇用も発生するから、さっきのいうものづくり条例にも合致してくるわけですよ、その中で、要するにそういうものづくりは、ものづくりの中で、いろいろ要件を打ち立てて謳っているわけですけれども、これは例えばですよ、例えば今これが、国、道なりから支援があるんだと、そして、ものづくりの方からも要するにそれに対する支援もあるということになれば、残りのですね、10分の3というのは、この制度を活用して、10分の3補助あるんでしょけれども、それが要するに今、この制度だけをいけば、500万円、ものづくりも活用すれば、200万円あるとすれば、総体事業が1千万円だとすれば、これが半分の国なり、道なりの支援があるとすれば、ものづくりで例えば200万円支援しますよということに合致すればですね、残りは300万円になるわけですよ、300万円のうちの10分の3は、こっち、そして、今言う半分のうちの200万円は、ものづくりから全体的な見合いで助成していただけるということになれば、ずっと自己負担が軽減されるわけですよ、その辺の考え方。あくまでもだめだということ。

◎ 議 長（伊藤政博）

同じ質問の繰り返しなんだけれども、要するに国との事業の組合せはできませんよと言っているんだから、今、そういう想定されてもできないという基本的な考えだし。暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。国と道の補助金とこのものづくり産業振興事業の関係なんですけれども、先ほど言っていたとおり、国と道の事業がですね、採択になって、残に対してまたものづくりでできるのかというご質問だと思うんですけれども、それは先ほど言ったとおり、そういうものづくりの事業がありきで、また国だとか、道のまず、採択がなるかどうかという1点あります。あと、もしそれがなくてですね、国が2分の1、残りの2分の1が自己負担というものであればですね、あと雇用だとか、それが含まれるのであれば、国の採択要件から外れなければですね、このものづくりの部分については、残りの8割だとか、いろいろな事業でですね、やれるものがあるんですけれども、それはうちの今度、採択要件の中で雇用が生まれるだとか、そういうものについて補助していくことになりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

関連して、先ほども西山議員さん同じようなことを聞いた経緯があるんですけれども、今の部分でですね、逆に前、議員協議会をやったときに、私が今まである3つの制度ありましたよね、新規就農とかそういう形で、そういうやつの兼ね合いで今のこの制度とどういうふうになるのか、ダブってもいいんですかと聞いたら、三原係長が

それは可能ですみたいなことを言ったんですけれども、それは間違いはないんでしょうか、どうなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、たとえで言われました就農支援ですけれども、それは国の例えば3名受けていますけれども、そちらの方が国のものをやめて、こちらになるということは、まず、採択もうされていますのでありませんし、これから新たなものに手を挙げていただいて、国の方の採択にされますと、国の方の就農支援事業をですね、やっていただきますし、その部分で予算の国の枠だとかもありますので、それから漏れた就農であれば、こちらの事業を使っていただきますし、あと漁業だとか、事業者の方に関してはですね、国の事業が直接ありませんので、ものづくりの関係で支援をしていきたいというふうに考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

ちょっと言いますと、うちの町の新規就農の希望者の受入要領ありますよね、それを見ますと、45歳以下であれば、自己資金が300万円なければだめだとか、46歳から56歳の方は、自己資金を600万円なければならないというような条件があるんですけれども、それとですね、今の新規のものづくり条例の部分で、自己資金の部分をごっちの方でカバーできるとか、そういうことは、変な言い方、可能なのか、それとも、あくまでもそれは別だという考え方、どうなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。国の就農支援事業につきましてはですね、まず、その自己負担だとか、何も謳っておりません。それで、今、議員おっしゃったのはですね、うちの方でまず、新しく農業を始めたいという方がですね、こちらの方へ来ます。それで、技術が普通ありませんので、まず、研修を受けることとなります。準備型というふうに国の方でも、町の方でも言っておりますけれども、その準備型に対してですね、すぐ収入が何もありませんので、それは自己資金も必要だということで、うちの方の受入要綱の中ではですね、そういうふうに自己資金のことを謳っております。それで、今、国の就農支援のですね、準備型についても、年齢要件だとか合致すればですね、国の方に申請はできます。準備型ですね。そして、それを1年半なり、2年、研修を終わりましたら、次に経営開始型ということに、それは国の制度もあります。今、受けている3名は経営開始型で今3人受けています。実際に。ただし、先ほど私言ったとおり、農についてはですね、予算の国の枠内もありますので、もしそういうものから漏れた場合については、就農の部分もこのものづくりの方で支援していきたいと思っておりますけれども、漁業だとか、先ほどの繰り返しになりますけれども、事業者なりについてはですね、経営開始型の支援はありませんので、ものづくりの方で要件に合致したものについてはですね、支援していきたいというふうに考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

( 休憩 午後 1 時 1 7 分)

( 再開 午後 1 時 2 0 分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

ものづくり条例について、基本的な考え方等々、協議会で 2 回ほど説明を受けました。その資料と今回、いろいろ協議して、議会と協議した中で、今回提案されるものづくり条例、まず、どの箇所が変わったのか、端的に多分、2 か所か、3 か所だと思うんですけども、まず、その説明、変わった箇所の説明をお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。議員の皆さんにご説明しました点から今現在、提案しましたものの相違ですけども、まず、1 点目がですね、職員雇用型の就農給付金の職員雇用型についてですね、将来、中核となる職員の定義の曖昧さをですね、ご指摘いただきまして、その部分をですね、今回、産業振興課説明資料の 4 ページ、ちょっとご覧いただきたいんですけども、4 ページの 2 の青年就業交付金事業、職員雇用型の四角の欄ですけども、ものづくり産業等の担い手となる人材を雇用する農業、中小企業等の事業主を支援しますということで、担い手となる人材ということで、①と②書かれております。大きく①は、その職務に必要と認められる資格等を既に取得している、または、取得が見込まれる者をまず、1 つ目。あと、2 つ目としまして、雇用される事業所における職種に過去 5 年以上、従事した経験があることというふうな形で、この 2 つを明確にしまして定めております。それがまず、1 点目です。続きまして、定住推進事業の住宅取得型ですけども、これにつきましては、今いる住民の方々との施策に比べて、手厚いのではないかというご指摘もありましたので、定住団地もし取得した場合の考え方ですけども、1 区画譲渡ということを取りやめておりまして、これにつきましては、地域材活用助成事業における 1 0 0 万円を定住団地以外に 1 0 0 万円を上乗せしている部分で活用していただきたいという考えにしております。それから、住宅貸付型について、これにつきましても同じようなご指摘がありまして、これにつきましても定住団地 1 区画の譲渡を取りやめまして、貸付期間 2 0 年経過した後、その住宅を譲渡を受ける場合には、自分で定住団地を取得していただく。ただし、その際には、先ほど言った地域材の活用の 1 0 0 万円を根拠としまして、1 0 0 万円を助成することにしております。それから、モデル住宅の建設において、坪単価の関係をいろいろご指摘いただいておりますが、これらにつきましては、あと設計管理委託料の部分ですね、これもされておりますけれども、まず、坪単価の方につきましては、説明資料にも書いてありますとおり、次世代省エネ基準に準じた高気密、高断熱に配慮した住宅という考え方で 7 5 万円の、これに対しては、このままいきたい。あと、設計管理料ですけども、管理料につきましては、うちの住宅係の方でしていただくことで今、取り進めておりますので、こちらの方を削減しております。以上が説明したときに、いろいろと協議されて、また内部協議して今回提案した相違点になります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今、協議後、変更された箇所、説明していただきました。例えばですね、町有住宅貸付型で、土地、当時は無償だったんですけども、これを無償をやめて、土地購入費として別に100万円助成するということでもあります。基本的にこの制度、32年と長期的な考え方だろうと思えますけれども、その間、いろいろと不都合、考え方のまた、今日、こうして提案したことが、また不都合な部分というのは想定されるわけですよね、それに対して、改めてまた場面、場面によって、提案事項を変えるということはあるのか、あくまでも、この提案したものを基本的に32年なり、事業の最終年度まで引っ張るのか、その辺の考え方、お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今すぐこの提案をですね、見直すということはありませんが、助成対象者等の声も聞きながら、あと条例のときにもお話ししましたが、規則で定めます、施策検討委員会を設けることにしておりますので、そちらの中で、事業内容のですね、調査、審議等も行っていただくことになっておりますので、その中で運用を図っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

それとですね、4番の企業立地支援のところ、対象要件の（2）なんですけれども、町内に要するに企業が有していても、要するにこれは新たに事業を行う場合は、支援するということなんですけれども、その3番、前に戻って、3番目にもものづくりのこれは対象は町内なんですけれども、同じようにですね、新規、新分野進出のときの考え方もあるんですよね。何て言ったらいいのかな、ちょっと待って。整理します。

◎ 議長（伊藤政博）

6 ページの一番上の段のア・イ・ウ・エのイの部分かな。

◎ 1 番（西山和夫）

資料がちょっと変わったものですから、本当は1ページ、1ページ、人材育成なら人材育成で、前の資料のように区切ってくれば見えやすかったんですけども、3番のですね、新分野進出。

◎ 議長（伊藤政博）

説明資料の6ページの（2）の四角で囲っている部分。上の囲み。ア・イ・ウ・エのイでないの。新分野といたら。

◎ 1 番（西山和夫）

例えばですね、4番の企業立地というのは、町内の人も入るわけですよね、町外と。町内と町外入るわけですよね、（2）の町内に既存の事業場を有する企業等が既存の事業と異なる事業を新たに設置する場合ということなので、これは町内の人のことを言っているんですよね。それで、3に戻れば、同じ町内のものづくりということで、対象にしているんですけども、なぜ、その3と4の考え方なんですけれども、何かダブるような気がするんです。同じ町内にいて、その4番の企業立地支援も活用できるし、3番のものづくり支援、新分野進出ということで活用できるというくくりにな

っているんですけども、この辺の考え方の整理というのは、どのようにすればいいんでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。7ページの企業立地支援、4のですね、(2)のお話だと思うんですけども、ちょっと私たちも書き方がちょっとあれだったんですけども、ここに町内に既存の事業所を有するというのですね、本社が例えば札幌だとかありまして、事業所がこちらにあると。その事業所とまた違う事業展開をですね、図る場合にこの支援をするということなんです。ちょっと書き方が。この企業立地支援については、町外のという考え方ですので、ご理解をお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

ちょっと説明資料の8ページなんですけれども、移住住宅支援事業の貸付の部分でですね、今回、課長の説明であれば、無償譲渡は取りやめたということなんですけれども、この辺についてですね、やはりうちの町の人口というものを考えますと、私は逆にそれはやってほしかったなと思うんです。できれば。期間はちょっと長くなっても。ただ、もしできないようでしたら、この賃貸料とか、契約料の部分でですね、ある町の例をとりますと、移住してきてくれた方にはですね、子どもさん1人いると5千円の値引きをして、2人になると1万円の値引きとか、そういう制度を作りまして、きめ細かな対応をしているんです。それで、最高でも10年でそういう形でその方にその土地、建物を無償譲渡するという形なんですけれども、その町の方の考え方のところをちょっと説明があったんですけども、やっぱり長くなればなるほど、そういうものが町にはいるけれども、いろいろなそういう効果がちょっと薄くなるというんですね、逆に言うと。だから、短期集中型で10年くらいでやれば、そのあと、その方、まだ家も新しいですし、固定資産税とかそういう形もきちんと町にある程度、収入とかそういうものを見込めるものですから、そういう形でやった方がいいというようなことも書いてあったものですから、その辺について、町の方もそういう形のものは検討してこなくて、あくまでもそういう見直しという形だけで終わってしまったんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、この住宅貸付型のことでですけども、説明、以前にもしましたけれども、まだ貸付料自体がですね、建築費の6割相当を今、見込んだ貸付料になっておりますので、その部分でも十分な移住者に対するインパクトがですね、あるのではないかとこの部内のまず、話をしております。あと、無償譲渡ということであったんですけども、それは逆にいろいろ説明の中でですね、いろいろご指摘いただいて、あと協議等をしてですね、その土地をやっぱり購入していただくと、ただし、そこには100万円を助成するという考えに至りましたので、ご理解をお願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

4 ページでお尋ねします。ここで言う、就農、就漁、そして、就業（起業）とあります。林業の扱いはどうなるのか、まず、1 点。それと、次に掲げる（2）のですね、対象者の要件なんですけれども、要件を満たすということで、ア・イ・ウ・エ・オとあるんですけれども、これすべて満たすということなのかという確認と、それともう 1 点は、アの所有権、利用権の問題なんですけれども、漁業者でいけば、漁業権、漁業許可の問題になるんですけれども、以前、単独の組合だったときには、1 漁家 1 組合員という制度を設けて、なかなか後継者というのは、漁業者だとか、利用権の云々というのはなかったんですけれども、今、合併になって、それぞれ組合員になれますので、組合員を選択している人は、そういう考え方、同じ後継者でもそういう考え方で進めるんですけれども、現状というのは、当時の考え方で、1 漁家 1 組合員をそのまま継承しているところというのは、組合員になっていないものですから、漁業権だとか、漁業許可、それらにちょっと苦慮するところだと思うんですけれども、それらは、どのような判断を下していくのか、3 つお尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、（2）の次に掲げる要件を満たすということなんですけれども、これにつきましては、すべて満たす要件になっております。それから、漁業権の関係なんですけれども、これにつきましては、先ほど言いましたとおり、各産業団体と 2 回ほどいろいろ事情聴取りなり、ご意見をいただいております中で、漁協の方にはですね、この漁業権の部分については、いろいろと緩和していただけるようにですね、お話をしておりますので、その辺は今、これからも働きかけていくことで考えております。林業の方につきましては、ここの就業、商工業等も含めてですね、林業もこちらの方になると思いますが、この中でとにかくすべてのうちの産業について、言葉は就農だとか、就業になっておりますけれども、就業の部分で林業の方については、この中で図っていきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すべて要件を満たすんだということで、ア・イ・ウ・エを全部クリアするということになるんでしょうけれども、いろいろ漁船の所有、または、借りているとか、いろいろあるんですけれども、あくまでも、親と子の立場だとすれば、共同利用というのは可能だということで理解していいですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。共同利用というよりも、まずは、一番下に書いていますけれども、その他ですね、農家だとか、漁家の子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク、例えば農業であると、新たな作目なり、あと漁業については、いろいろなまた事業をですね、親と違う部分でやっていただく事業に対して助成することになっておりますので、共同事業でその中の細かい部分はわかりませんが、漁業で船を共同で活用して、片一方は養殖、片一方は違うものであれば、それは認めるということで考え

ています。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

8ページの町有住宅貸付型、先ほど言いましたように、土地無償という当時の条件から外れて、要するに20年後に移住住宅を譲渡してもらった、要件を満たしてもらったときに、その満たしたときに要するに土地を購入するんですけども、その前でもいいんでしょうけれども、そのときに改めて100万円を助成するという考え方で、あくまでも20年後の話になるんですか、その辺の考え方というのは、どういうふうになりますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。元町定住団地、だいたい聞いたところによると、100坪で3万円ですので、300万円程度がだいたい標準だと思いますけれども、そちらのこちらに書いてあるとおり、20年を経過した後、移住住宅を譲渡が受けることができる規定で、そのときに条件としまして、土地を購入していただくと。そのときに100万円を助成するという制度に今しております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

そのときですね、内部的な議論、もしいろいろと検討されたと思うんですけども、当時から変わったわけですから、ここに至るまでの内部検討の中でどのようなお話が出たのか、例えばですね、20年後の価値の問題、20年後ですからそのときに100万円といっても、果たしてどうなのかというそういう議論も当然出ているんだろうと思うんですけども、その辺のもし対案があったら、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、この100万円の部分については、先ほど説明しました地域材の活用で、ほかの地区と元町定住団地の100万円の差を付けておりますので、それを根拠としながら100万円を助成するとしております。それで、内部議論でこの方法が果たしていいのかという議論がありましたけれども、それは今時点では100万円で行っておりますけれども、先ほど来言っているとおり、見直し等については、施策委員会等でですね、また運用を図っていく場合にそういうことはあるかもわかりませんが、今、提案する分については、100万円を助成するという事で考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと質問の趣旨違ったんですけども、あくまでも、金の価値観、貨幣価値、要するに20年後と今と要するに今100万円助成するといっても、その20年後の評価がどうなっているか、例えば、今、その土地が確かに300万円という評価でし

ようけれども、果たしてそのときが300万円という評価がなされているのかどうかというのは、もう20年ですから、かなり遠い先なんですよね、だから、その20年後に要するに100万円助成なのか、あくまでも、契約する段階で要するに土地を買ってもらわないとだめだということなんでしょう。買わなくてもいいんですか、その辺、まず、整理します。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

8ページの2の移住支援、町有住宅貸付型の四角の欄のですね4行目、貸付期間が20年を経過した場合、元町定住団地を購入することを条件に移住促進住宅の無償譲渡を受けることができるというふうに書かれておりますので、20年を経過した場合、団地の土地を購入することを条件に無償譲渡を受けるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

要するにあくまでも条件付きなんでしょう。要するに20年住んだら、20年住んだらでなくて、要するに譲渡の条件に住宅の譲渡ですよ、住宅の譲渡を条件に無償譲渡はあくまでも土地を買ってくれたら無償譲渡ということなんでしょう。ということで、要するに20年経ちました。家賃収入で要するに20年経過しました。そのときは住宅をもらえる。ただし、契約のときに土地も買って下さいよという条件がありましたねということで、その20年後に土地の今度、例えば300万円という話が出ましたので、あと200万円、自己負担があるわけですよ、それも今度、支払が出てくるということですよ、20年以降に。だから、今の金利と同じように果たしてその20年後でいいのかという、その支払助成がね、100万円の、そのやり方というのはいろいろあると思うんですけれども、その辺の内部の議論というのは、なかったんですかというお尋ねも先ほどしたんですけれども、どうなんでしょう。

◎ 議長（伊藤政博）

ちょっと暫時休憩します。

（ 休憩 午後1時37分 ）

（ 再開 午後1時45分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほど土地購入に対しての100万円の助成が今と20年後というお話でしたけれども、これにつきましては、契約書、もちろん土地の取得を条件に貸付けしますので、その中で100万円を謳ったとしてもですね、ただし書きなり、双方のそれは話合いでその辺を変更できる内容の契約書等にしてですね、対応していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

10ページでお尋ねします。今回、次世代省エネ基準に則って、多分、このモデルハウス等を建設するんだらうと思いますけれども、その平成25年の基準に則って、あくまでもするというのであれば、どういう面が変わるのか、お尋ねします。それと、以前、教員住宅を2棟建てました。それというのは、この25年の新基準に則った建物と理解していますけれども、具体的に要するにモデルハウスというのは、今の2棟建った新基準に基づいて今の建物も建てるということで理解してよろしいですか。そして、その新基準によって、どういうものが変わってくるのか、お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。次世代省エネ基準の改正ということですのでけれども、これにつきましては、年間、暖房、冷房負荷の基準値の新設ということが謳われております。それから、熱の送出係数の基準値の見直し、あと地域区分ということで、それぞれの機構の関係の地域区分の見直し等が主な改正点ということで、25年の部分ではなっております。まず、その点については私の方からご説明します。

◎ 議長（伊藤政博）

ちょっと暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

今、教員住宅が次世代省エネ基準に合致しているかというお尋ねでございますが、この次世代省エネ基準というのは、かなり厳しい基準だそうです。それで、今の教員住宅については、この基準をクリアはできてはおりません。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

具体的にですね、次世代省エネ基準という詳しい数字等については、現在、把握はしておりませんが、ここの高気密、高断熱というあたりはですね、今の教員住宅につきましては、通常の在来工法でやっておりますので、この高気密、高断熱というこの基準というのは、かなりハードルの高い数字だと思います。ですから、具体的に高気密、高断熱をクリアするためには、どのような構造になるかというのは、手元資料がないので漠然とした返答しかできませんけれども、この部分では、まず、クリアできている住宅ではないというふうに承知してございます。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

自分もどういうものなのか理解していません。ただ、モデルハウス等を行けば、その基準で当然示しているということなので、それなりの設備というのか、その内容をクリアしているんだと思うんですけれども、ただ、地元、モデルハウスもあくまでも設計委託はしますけれども、地元の業者がするということなんですけれども、地元の業者というのは、その25年基準でやられているんですか。経験的なものというのは

どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

地元の業者さん達の施行実績、この承認基準をクリアした住宅をどの程度作っているかというのは、調査はしていませんが、基準も多分、承知しているだろうと思います。経験もあるのかなというふうには想像しております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

委託料 290 万円に 100 万円下げました。新たな新基準でいくということになれば、地元の業者も経験もないようなところも出てくるのかなという思いがあるんですけども、そういう意味では、250 万円に安くなったんですけども、やっぱり委託をかけて任せるべきなのかなという気はしていますけれども、ただ、いろいろ坪単価の値段出て議論されていましてけれども、それらの考慮して、実際、入札時には、もう少し安くなればなという切に希望をしているところであります。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。7 番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

10 ページのモデル住宅の部分でですね、仕様の部分でちょっとお伺いしたいんですけども、今回、薪ストーブを設置するという形になるんですけども、これが入る人にとって受け入れやすいものなのか、どうなんですか、その辺ちょっとどのような形で議論して、こういう形になったのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この 10 ページにコンセプトに書いてあるとおりですね、まず、地域経済波及効果の高い住宅ということで、地域資源と技術を活用した住宅と、あと今、言われている次世代省エネ基準に準じた高气密、高断熱の住宅と、そして、3 つ目で今、ご指摘ありました薪ストーブの設置で、バイオマスエネルギーを活用した住宅ということで、これは町の今、施策でですね、進めておりますバイオマス事業の部分に合致してですね、この事業にモデル住宅に設置をしていきたいと町の方では考えておまして、それが受け入れられるかどうかというよりも、これを条件にですね、セミオーダー住宅を全部設計する予定でありますので、これを希望する方については、バイオマスエネルギーを活用した住宅ということで手を挙げていただくことになっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7 番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

あくまでもそしたらこの仕様でもってやって、それに理解をして入ってくれる方だけと、だけと言え言方変ですけども、それで募集するという形ということですね。ただですね、こういう形のものがあると、やっぱりそういう今のライフスタイルを見ますと、そういうものが私は逆に若い方に対してですね、もう少しちょっと PR と

いうか、アンケートとかやって、こういうものをちょっともう少しきめ細やかな調査をしてもいいのではないかなと思ったんですが、その辺についても、別にあくまでもこれにこだわるといって実施するということに理解していいですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

繰り返しになりますけれども、今、町で進めているバイオマス、いろいろと大きな事業やっておりますけれども、これからは地域の住宅等にもですね、薪の供給だとかも、いろいろSBフォレストにもお願いしたりしてですね、バイオマスエネルギーを地域住民の方々にもですね、広げたいというふうに考えておりますので、その部分で合致した今、組立てをしていることですので、ご理解をお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、7番議員さんのご質問でありますけれども、実は先般もお話させていただきましたけれども、今、地方創生ということで、要するに地方版の戦略、要するに計画を作ることによって支援していただくという今、取り組みになっています。その中で、先般、議員の皆様方に説明を申し上げましたけれども、今、環境省からバイオマスの活用での認定もいただいたということでもあります。当然、それは今、課長から言いましたように、うちのバイオマスエネルギーを要するに行政だけではなくて、地域にどんな形でそれを要するに還元していくか、使ってもらえるかという、町の今、方向があります。そういう方向を示した中で、町が今モデルとして建てるのでありますから、町の考え方に沿って今それをやらせていただく。確かに今、7番議員さんが言われるように、若い人が果たして薪ストーブという形で、どういう評価をしていただけるかというのは不透明であります。ただ、町が今、方向性として、木質バイオマスを使おうということで、国に手を挙げさせていただいて、モデル地区として認定をしていただいたということでもありますので、その方向で進めさせていただくということで、まず、ご理解をいただければと思います。それで、今回、提案をさせていただいているモデル事業については、先般も議員の皆様方からご指摘いただきましたけれども、財源をどうするかということもあまして、うちの方としましては、町の方の考え方としては、説明をさせていただきましたけれども、できるだけ今、地方創生の交付金を事業に反映したいという今、思いがあります。その中で、議員の皆様方、もうご承知のとおり、今、国が300億円の補正予算を今、要するに組んでいただいて、この対象事業については、8月末までに手を挙げるということになっています。ですから、今、今回、先ほども言いました、前倒しで町の要するに単独での独自の今、ものづくり産業振興条例を提案させていただいて、今のモデル住宅を議決していただいた場合については、今、島津室長の方で国に今、申請をすべく、もう準備を進めているところであります。そんなことも含めながら、1つのモデルとして、国の要するに交付金をうまく使う中で、方向性を見いだせればということでの考え方で提案をさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

2点だけちょっと確認させていただきます。今、町長のお話の中で、地方創生の交付金の関連で、8月末まで手を挙げてもらおうと。当然、このものづくり産業、今回のこの一般会計の33ページに載っているこの部分については、当然、手も挙げてくるんだらうと思う。この交付金、補助金が付いた場合、ふるさと創生の方にその辺は戻入れはするのかなど、まず、これ1点。

それから、先ほど建設課長の方で、1番議員から設計委託料100万円安くなったという話、これの確認だけ。安くなったのかなど。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。国の交付金を受けられましたら、今、補正の財源の方で、特定財源、その他ということで、基金、今なっていますが、この部分を組み替えるだけの予算措置でやる予定になってございます。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

ご説明申し上げます。今、基金充当で財源対策をさせていただいております。これはまだ国の方に補助申請をいただけていないものですから、それを要するに国の交付金をいただけるという予算提案というのは、あり得ないということでもあります。ですから、一応、今回は基金充当で提案をさせていただいておりますけれども、8月末の締切りで、この事業について手を挙げさせていただいて、交付をしていただけるのであれば、これを要するにいつかの議会で予算の組み換えをさせていただくということでご理解をいただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。もう1点ですけれども、モデル住宅の委託料の関係ですけれども、以前、説明したときには、管理料も含めた金額を説明しましたが、管理料につきましては、うちの住宅係の方でやっていただくことになっておりますので、ご理解をお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

7番の移住支援事業、住宅取得型のちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、これはあくまでも世帯主、その配偶者、1人当たり100万円とあります。2人いれば200万円、子どもいれば250万円という計算になるんだらうと思いますけれども、これを利用した場合、あくまでも町内業者でもなくてもいいということですね、ハウスメーカーでも可能になってくるということ認識してよろしいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

この取得型につきましては、町内業者でなくてもいいということで進めております。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

もう1点、確認です。それが地場材を活用することによって、町内業者の選定になりますけれども、それプラス100万円、そして、元町定住団地を利用すれば、200万円という考え方でいいですね。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。町内業者施行で地域材を活用していただければ、今、議員のおっしゃったとおりの助成を地域材の方の助成を活用することはできます。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

それと、次ですけれども、モデル住宅で基礎杭打ち工事130万円になっています。前大館総務課長のときに、確かあそこの地場の強度的な図面をもらった記憶があったんですけれども、この間、ちょっと室長とお話しする中で、見させていただきましたが、基礎杭、箇所によって、支持層まで打つ、支持杭というんですか、それと、摩擦で支持する、そこまでいなくても、摩擦杭、そして、1回目の教員住宅で1回目やった、平面コンクリートで持たせたという経過もありますけれども、すべてこれ同じ工法になるんですか。どの工法を選ぶかというのは、場所の強度によって変わってくるという考え方でいいんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、議員おっしゃったとおり、場所によってですね、長さだとか、深さも違ってきますので、その辺は設計の中でですね、設計業者の方と地盤だとか、その辺、検討していきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

要するに場所というのは、建てるときに改めてまた調査をかけて、そこが支持杭が必要なのか、摩擦杭でいいのか、平面のあれでいいのかという判断をするということですか。それによって、この予算というのは変わってくるということですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。こちらの方、今、この事業が採択になりましたらですね、設計業者等を選定しなければなりませんけれども、その辺も含めてですね、設計の中身、今、議員言われたものも含めてですね、委託の中を今、精査していきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ということになると、セミオーダーもありますよね、セミオーダーも要するにそれぞれ町で建てるわけですから、当然、その負担は出てくるわけですが、その辺の考え方というのは、同じ整理の仕方でいいのか、お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。セミオーダーにつきましては、28年の4月から実施することになっておりまして、今の11億6千万円、5年間の事業の組立ての中では、200万円程度、杭だとか、ほかの部分に充てるような計画をしておりますので、その中でできればいいかなと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

それと、8ページの社宅等の整備支援について、お尋ねします。これを見ますと、補助金額なんですけれども、1戸建て建てた場合、1戸当たり400万円、集合住宅の場合、1戸当たり200万円ということなんですけれども、今、社宅を必要とするとか、いろいろ情報は集めてこの提案だと思うんですけれども、ただ、財政的に、経営的にどうなのか、1軒屋まで果たして希望して建てるという業者さんというのはどのくらいいるんだろうなという、ちょっと疑念もあるんですけれども、そういう意味では、集合住宅にちょっと特化した補助の金額を例えばここ200万円になっていまして、建てる総体の金額の半分助成だとか、6割助成だとか、そういうふうの手厚くした方がかえっていいんだろうなと思うんですね。それによって、某地区で要望していた、以前いろいろ議論していた町営住宅に入っていて、湯の里に勤めて、それが奥さんとの所得割の中で出ざるを得ないということで、湯の里地区から離れるという話もありましたので、そういうことによって、集合住宅であれば、もし社宅で整備してもらえるのであれば、そこに手厚い支援をしてやった方が子連れでいくわけですから、学校の方も有意義な制度になるのかなと思いがするんですけれども、その辺の考え方をお尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。1戸建てがいいのか、集合住宅がいいのかというお考えですけれども、これは以前、先ほど来、言っております、いろいろな業種の方々と意見交換等をさせていただいたときに、今、議員おっしゃったとおり、結構、町外から通われている社員が多いということで、この事業設けさせていただいてですね、やるんですけれども、その中で、今、言ったように、集合住宅がいいのか、1戸建て、結構やっぱり自分の庭が欲しいだとか、そういう需要もあると思いますので、こういう2つのパターンをですね、今、用意して、どちらの活用をしていただくかわかりませんが、そのほかにその他で書いてあるとおり、地域材を活用していただければ、また100万円の助成もありますので、この辺でこの事業を使っていただければなというふうに思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

国勢調査の資料を見ればですね、町外から知内に雇用の場を求めてきている人というのは、376人なんです。そのうち男性が218人に女性が158人という感じで、その分、町外にも出ているんですけども、知内町から職場を求めて町外に出ている数字も同じくらい475ですか、総体であるんですけども、そっちの方がウエイト大きいんですけども、ただ、この移住住宅というのは、町外から呼び込む施策でありますので、そういう意味では、その社宅等も1戸建てということになれば、企業の負担もかなり大きいのかなという思いがありますので、是非、そういう意味では、町外から要するに知内に稼いでいるわけですから、そういう方を重点的に呼び込む施策ということで位置付ければ、まだまだ制度の手厚く支援するというのは、考え方なんだろうな、議論の余地があるんだろうなと思っていますので、その辺の考え方について、お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。再三言っておりますけれども、この事業、今、提案したものについては、すぐ見直すということではありませんけれども、それは助成対象者等の声も聞きながらですね、施策検討委員会等でもんでいきますので、ご理解をしていただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

社宅に関しては、今、課長が言われるように、平成29年から事業の計画になっていきますので、是非、その辺までもし議論をしていただければるのであれば、少しいろいろな方々の意見も集約しながら、見直していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

只今、6款の農林水産業費の質疑であります。ほかに質疑ございませんか。

9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

議長にお願いしますが、今、6款の関係でいろいろと議論されましたが、私、議案外で農業の水害対策で触れてよろしいでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

特に許します。

◎ 9 番（森永 勉）

ありがとうございます。まず、重内の鷺の沢線、鷺の沢の水害対策、これは26年の8月6日、27年の4月に渡島振興局から来て査察されました。そのときに、農林課の方でも立ち会った経過があると思っていますが、それに対しましてですね、総合振興局の方で査察しまして、どんなアドバイスをしてくれたのか、まず、お伺いしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。そちらの方につきましては、今、9番さんが言われたとおり、振興局の方に見ていただきました。排水なんですけれども、そちらの方に山から来る水が多いということで、抜本的に見直しというか、改修をやらなければ、なかなかこれは抜本的にはならないのではないかというご意見もいただいております。ただ、規模がですね、大規模になりますものですから、道営事業等ですね、何とかお願いしたいということで、こちらからも今、申し出ておまして、ただ、山から来る部分ということで、防災だとか、そちらの方の事業になりますので、今、重内と重内第2の方ですね、そういうような同じ事業でやられていますので、その辺の整理をですね、振興局、道の方ですね、並行して例えばできるのか、重内、重内第2地区がですね、終了時点ですね、実施できるのか、いずれにしても、調査をかけていただくようにはですね、こちらの方からも要望しているところでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、森永君。

◎ 9番（森永 勉）

この被害状況につきましては、第5次の総合計画からずっと来ているわけですね、毎年、2回か3回こういう被害があって、幸か不幸か26年度、27年度に2回被害がありました。そんなことで、我々、受益者からいろいろ質問されますと、森越川の河口の閉鎖が解決されなければ、ちょっと難しいかもしれませんと、こんな答えを出したのですが、もしそうだとするならば、今、森越川の河口の進捗状況、これは一体、どうなっているのか、これは建設課の方になるかと思うのですが、どのようになっているのか、また、最終的な森越川の終結というのは、どんな見通しを立てているのかということがひとつあります。あと、振興局の方の改善策であります。これをこれから町の第6次の方にも当然のってくるだろうと思っておりますが、災害ですから、今までいろいろと議論されたのは、前に進む話ですから、みんな一生懸命になってやっていますが、後向きもやっぱりこんな大事なことはないと思っています。ですから、5次の計画の中にずっと来ていて、それが1つも解決になっていないということ、そんなことを踏まえますと、せっかく渡島振興局から計画課が来て、アドバイスしているのであれば、これからどういう形で進めていくのか、第6次で上げていってそれからやるのか、当然、今、おっしゃられたとおり、道の力を借りなければできない事業だと思っております。恐らく2億円以上はかかるのではないかという当初の5次の計画の段階での話でございました。その辺をもう一回、これからのあり方、ご答弁願います。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、私の方から森越川の河口の道流堤の関係、ご説明させていただきたいと思っております。道単費で毎年、わずかずつ進捗を見ているところでありまして、それで、昨年度からやっと海の方に出ていっております。それで、まだ最終完成形まで100mほど足りないというふう聞いておりますが、この最終完成形に行くには、海の中の工事なので、一気にやる必要があるということで、予算付け北海道の方でも頑張ってもらっているところです。それで、現在、海にちょっと進捗している状況なんですけれども、河口閉塞の状況を見ますと、以前よりはだいぶ改善されているのではないかなというふうには私もは考えているところでありますので、閉塞の状況の頻度、改修、やはり以前よりはだいぶ良くなってきているなというふうには思っております。引き続き、北

海道の方には毎度、毎度、一気に完成させてくれという要望上げておりますので、もう少々、お待ちいただければなというふうに思います。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今後の状況ですけれども、先ほど来、9番さんが言われたとおり、振興局に見ていただきましたし、今、担当もまた変わってですね、近々また見ていただくこととなります。でも、排水対策というのは、やっぱり末端の方がですね、今、建設課長が説明したとおりですね、末端の森越川にやっぱり流れるというものですから、そちらの閉塞状況等を見極めながらですね、道営事業にのれるようにですね、働きかけていくつもりですし、その辺が6次に掲載できるかどうかも見極めながらですね、進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、森永君。

◎ 9番（森永 勉）

何回も言うようですが、あくまでもこれは水害ですから、いつまで待てるのかという時点でないと思います。暫定的に何かできるのか、それとも、森越川の河口が完全に閉鎖が解消された時点でなければ、こっちの方が設計起きてこないのか、予算付けをしないのか、私はむしろ、今の時点でも設計はできると思っています。行く道というのは、一通りしかないでしょう。恐らくそう思っていますよ。ですから、水位、今の被害状況の水田地帯の水位ともしそのまますぐ海の方へ向けて行って、町有の大排水までの水位の高さを見ましても、相当落差があるわけですから、そこまでは、仮設もできるはずだと私は思っているんです、予算の関係はありますけれどもね。そんなことを言いますと、森越川の完成まで待っている事案ではないだろうと私はこのように思っています。第5次の計画で当初から上げているんですよ。また、第6次でゼロからの感じになるでしょう。森越川の関係からみますと。そんなことからいきますと、早急にやはり道の方と折衝をして、予算付け、あるいはまた、計画にもっていただきたいと思うわけでありまして。町長、ひとつ、協力お願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、6款農林水産業費を終わります。

続いて、7款、商工費であります。商工費の質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

特段ないようでありますので、次に8款土木費であります。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

38ページ、先ほどさくら団地解体工事に伴う移転費助成について、これは移転することによって、多分、さくらですので、家賃の格差というのは出てくるんだろうと思いますけれども、その辺の移転先のケアというのは、どの程度されていくのかお尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。なるべく町内で安い住宅のところを紹介して、移転をしていただくということで今、居住者の方とは折衝してございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

同じくアカシヤ団地、今回、1棟4戸建っているんですが、3箇所の改修ということで、この辺、どういうふう理解したらいいんですか。全部でなくて、3戸だけということで理解していいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。アカシヤ団地につきましては、2棟、1棟4戸の建物が2棟がそこに記載しているとおりでございます。そのうちの1棟4戸については、平成27年で改修するということです。その改修が台所と洗面所と浴室を給湯できるようにする3箇所給湯、それと、バスをユニットバス化にする。それから、玄関トイレ、浴室などに手すりを設置するという改修を4戸の住宅について27年度実施するということです。それで、来年度、28年度に更にもう1つの1棟4戸を実施予定でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

関連してなんですけれども、この手すりの設置等というのは、これから感ずるに高齢者対応だと思えますけれども、このアカシヤ団地に限ったことなんですか。それとも、ほかに波及するという考え方あるんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。この個別改善事業につきましては、今、町内住宅、公営住宅いろいろありますけれども、解体するものもあります。もう古くて老朽化で解体するものもあります。それから、一部、手をかければ、まだ十分、使っていけるというものもございます。その際に国からの交付金を活用してやるためには、手すりの設置だとか、ユニットバス化、こういう改善が必要になってきますので、そういうそれらを絡ませながら、交付金をいただいて、残せるものは改修して残していくという考え方でございますので、よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

土木費ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

なければ終わって、次に9款消防費です。9款消防費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に10款教育費です。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

44ページの扶助費の関係で、要保護と準要保護に生徒の援助金ということであり  
ますけれども、要保護なのか、準要保護なのか、それとも、両方なのか、その辺、お  
尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

扶助費、両方です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

それと、45ページ、46ページのタイルの問題なんですけれども、今、報道等  
でいろいろタイルが剥がれてきて、総点検かけるようにという国の指示も何か出たよう  
なんですけれども、それに関する対応と捉えてよろしいですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

それも含めまして、高等学校も公民館も耐震化そのものを含めて、今まで工事もや  
ってきたんですけれども、タイル面がだいぶ白くなって剥がれてきているのが目立っ  
てきましたので、この際、壁面の打診をすることによって、かなり浮いているかどう  
かがわかるということですので、それを全面的に行っていきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと議案外になるんですけれども、最近クマの出没ということで、小学生の通  
学路にもなっているということで、まず、毎年、だいたい同じ周辺がいつも取り出さ  
れるんですけれども、その辺の考え方、周辺整備だとか、いろいろクマの隠れ場所が  
ないような対応だとか、もうそろそろ実効、ある程度、実のある実効をしてもいいの  
かなという気はするんですけれども、その考え方。

それと、声かけ事案ということで、函館でも不審者、結構出ているということで、  
小学校からメール度々きます。それで、以前、メール等ですね、対応は保護者の方も  
してくれというのはわかるんですけれども、以前から防犯ベルだとか、いろいろ教育  
長とはいろいろお話をしていますけれども、それ防犯ベル活用しない手法として、何  
かあるのか。それと、防犯ベル、新1年生になれば、企業から貸与されるというこ  
とで、貸与されたらあとはいいのかという、その辺の考え方ですね、有効的にやっぱ  
り使うためには、せっかく寄附していただいたら、有効的に活用するために、以前であ  
れば、学校で壊れただとか、そういう対応はどうするのかという議論したと思うん  
ですけれども、そういう場合は個々の対応でというのはなしなんですけれども、その  
辺の学校の考え方というのは、統一されているのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

まず、クマのお尋ねに関してですけれども、ここ何日間、スキー場の方から出てき  
ているということで、状況の方も確認させていただきました。実際には、道路を横切

って、川の方に行っているということで、現在の段階では、学校の方に登下校の注意喚起しているのと、実際にはスクールバスの運行であちらの方から通ってきますので、徒歩で歩く子とはほとんどいないだろうというふうに把握しています。それで、実際には、あとは草刈りをして、急に出くわさないというんですか、道路脇の草を刈ることによって、少し背丈の低い部分を作って、それでクマの方が自分で境界をするような対策を取るということで聞いていますので、現在、そういう内容で対応をしています。

それから、防犯ベル等々のことにつきましては、まず、防犯ベル以外の活用なんですけれども、防犯ベル、要するに持たないで、ほかの活用ができるかどうかですよね。前に議会の方でもご指摘いただいて、今現在、予算も持って1人に1台ずつ配付して、小学校の1年生は企業からいただいた防犯ベル持っている状況です。昨年度末ですね、今年の2月、3月の段階で、所持状況を調査しましたら、大変悪い状況なんです。特に高学年になりますと、数は持ってきていなかったんですけども、詳しくは言えないんですけども、高学年になったらほとんど、所持していない状況があります。学校との対応の中で、前にも何度もこの場でもお話したんですけども、防犯ベルを1年生に入ったらいただけるわけですから、その後、6年間、それを所持できることはなかなか難しいだろうと。よって、壊れたり、紛失した場合になったら、ご家庭に働きかけて、買って揃えていただくと、そういう対応は学校の方で取っています。ただ、現実的に高学年の子達が今100%でない状況の中で、今、それを進めていって、どの程度になっているか今、資料ないんですけども、学校と我々としては、所持して対応にあたりたいというふうに考えています。それから、防犯ベル以外に何かあるかということ、難しいですね、物としては難しいと思います。子ども達自体が安全対策、または、地域全体の安全対策しかないと思いますので、これに関しては、学校や地域の方とも協議をしながら、これまで以上の対策を取っていかなければならないだろうと思っていました。なお、知内町の場合に、この声かけ事案等々で今年になってからあまり聞いていないんですけども、それにしても、新入学児が入って、これから夏休みにかけて子ども達が野外活動多くなりますので、改めてまた注意の方の喚起もしてまいりたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

クマ対策で、今、1番議員さんからご指摘いただきましたので、私の方からちょっと補足させてください。それで、毎回、毎回、どういう条件なのか、学校山から要するに河川敷に下がるといふ、そういう状況が町民の方、それから、車を運転されているドライバーの皆さん方に目にとまるということでもあります。そんなことからですね、昨日、一昨日かな、上雷の馬橋から、学校山の入り口までずっと国道沿い、森林組合をお願いをして、伐採を実は致しました。それともう1つですね、今、知内川の河川改修、環境整備ということで、今回、ずっと北海道の方に話をさせていただいたんですけども、初めて今回、副局長、建設部長が代わられまして、この前、ちょっと挨拶の中で、話をさせていただいたんですけども、町としてどこを一番最初に手をかければということでの実は照会があります。そんなことからですね、それが要するに原因かどうかわかりませんが、今、帰山かずとしさんの方の新橋の上の右側に相当、柳が繁茂しております。ここをですね、何とか今、道の事業で伐採をしてもら

いたいということで、第一希望として手を挙げさせていただいています。ですから、きっとその辺の環境を整えることによって、同じクマなのかわかりませんが、そういう河川に降りるものを阻止できればいい話ですから、その対応もしているということでご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今、町長、お言葉いただいて、町長が要請活動の中で、町長が前々から言っていた北海道でもし河川の伐採しなければ、町でやらしてくれという感じで、3年ぶりになるのかな、ようやく実った成果だと思えますので、是非、クマの出没対応を入れながら、早急に対応していただきたいと思えます。

それで、さっきのメールなんですけれども、教育長にお尋ねします。今、知内小学校で、当時、名前言っているのかな、岡田会長が提案されて、メール活用しようということで、大々的に始まって、今、今年、今年度から修学旅行でも活用して、自分にメールが入ってきました。大変、修学旅行に行くと、昼食だ、夕食だという度にメールが入ることによって、保護者というのは、随分安心するんだろうなという気がします。そういう意味では、メールというのは、必要な今、道具になっているのかなという気がするんですけれども、それで、知内小学校だけの対応なのか、湯の里、涌元、あと、中学校、高校でもいいんだろうと思うんですけれども、その辺の活用の拡大というのはどうなんでしょう。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育 長（田中健一）

ここで正確に答えることができないんですけれども、私の知っている範囲の中では、知内小学校での取り組みだというふうに把握しています。ただ、確かめてみます。中学校、それから、湯の里、涌元の学校、あと幼稚園、メール配信等々やっているかどうかについて、後で確かめさせてください。やっぱり今、保護者さんもほとんど携帯電話持っていますし、子ども達の状況がつぶさにわかるということと、それと連絡網使うよりも、かなり一斉に短時間の間に配信できるというメリットがありますよね。その意味はよくわかっていますので、もし対応が取れるのであれば、その対応も学校の方に働きかけていきたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに教育費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、歳出全般でありますか。

（「なし」の声あり）

ないようであります。先ほど、4款の衛生費でドクターヘリについての質疑がありました。資料が揃ったそうありますので、総務企画課長から説明してもらいます。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。先ほどのドクターヘリの2機体制の関係なんですけれども、道内ではほかに3地区でドクターヘリやっています。ただ、通常、格納する場合は、ヘリポートである病院の格納庫に入れるので、それぞれ1機体制なのですが、たまたま道南のドクターヘリについては、格納庫、函館空港内の格納庫をお借りしていて、そこ

が2機駐機できるようになっていることから、委託を受けている民間業者が2機体制でやっているということです。ただし、実際の運航は1機しか運航していませんので、負担金については、1基分の負担金だけということです。ご了承くださいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

歳出の質疑が終わりましたので、歳入一括質疑を行います。

歳入質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ものづくり、今回、条例制定して、これから動き出すんだろうと思います。ただ、非常に良い制度も多々ありますので、是非、そのPRの方法、町内、もしくは、町外ということで、いろいろ町内に限った制度ではありませんので、是非、PRの方法というのは、具体的に詰めていただきたい。例えば、ものづくり、農・林・漁だとか、業種別に制度の内容等を詳しく説明して、こういう制度ですので、また、そして、お互い議論することによって、相手からもいろいろとクレーム来ると思うんですね、その辺も整理しながら、これから幅の長い制度ですので、是非、議論しながら使いやすくしていただきたいと思います。是非、予算足りないくらい使えれば、それだけ知内町に移住する方が増えるかと思っておりますので、是非、お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに歳入質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、次に地方債の補正について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

地方債の質疑がないようであります。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を裁決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩致します。再開は、2時45分と致します。

（ 休憩 午後2時30分 ）

（ 再開 午後2時45分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

● 議案第5号 平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、議案第5号、『平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第5号、平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。  
平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,547万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致しますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページ、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2目1次予防事業費に43万1千円を追加し、368万1千円とするものです。内容は13節委託料にプールや温泉を活用した水中運動教室事業として追加をするものであります。これにより、身体機能の維持向上、健康寿命の延長を図り、介護給付費を抑制を図るものであります。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金に43万1千円を追加し、1,983万6千円とするものです。内容は、水中運動教室事業に伴い、事務費繰入金として追加をするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第6号 平成27年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第6号、『平成27年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について』議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第6号、平成27年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について。

第1条、総則。平成27年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定め

るところによる。

第2条、業務の予定量でございます。平成27年度知内町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業のうち、配水設備改良費に286万2千円を追加して、2,946万2千円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。予算第4条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金6,097万1千円を過年度分損益勘定留保資金6,383万3千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

1款資本的支出、1項建設改良費に286万2千円を追加して、7,364万6千円とし、1款資本的支出合計で8,116万7千円とするものでございます。

次のページをお開きください。平成27年度知内町水道事業会計予算実施計画の資本的支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水設備改良費で工事請負費に280万円、備用品費に6万2千円を追加して、1款資本的支出合計で8,116万7千円とするものでございます。配水管布設工事は、きらく町内会地区でアパート住宅の新築がございまして、その箇所に配水管を整備する工事でございます。施工箇所は、建設水道課説明資料見だし4の2ページに記載しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。また、備用品費のエンジン発電機は、平成3年度に購入の夜間緊急工事のための小型発電機でございますが、部品の換えがなく、修理不能ということで、買換えするものでございます。以上、よろしく申し上げます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第7号 知内町立保育所設置条例の一部を改正する条例について

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第7号、『知内町立保育所設置条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

#### ◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第7号、知内町立保育所設置条例の一部を改正する条例について。

知内町立保育所設置条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町立保育所設置条例の一部を改正する条例。  
知内町立保育所設置条例（昭和49年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「知内町字湯ノ里」を「知内町字湯ノ里156番地61」に改める。  
今回の改正の内容であります。湯ノ里保育所の移転に伴い、設置場所を変更する  
ものであります。

附則と致しまして、この条例は、平成27年9月1日から施行する。以上で説明を  
終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第8号 知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第8号、『知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例につ  
いて』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第8号、知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

知内町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

知内町手数料徴収条例（昭和58年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料で行いますので、見だしナンバー2、生活福祉課関  
係の3ページをお開きいただきたいと思います。

手数料条例の新旧対照表であります。今回の改正は、戸籍の電算化に伴いまして、  
証明の種類に新たに戸籍の記録事項証明を追加するものであります。

議案に戻っていただきます。附則と致しまして、施行期日、この条例は、平成27  
年8月22日から施行する。以上で説明を終わりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第9号 知内町クリーンセンター電気設備更新工事委託に関する協定締結について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第16、議案第9号、『知内町クリーンセンター電気設備更新工事委託に関する協定締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐々木孝幸)

議案第9号、知内町クリーンセンター電気設備更新工事委託に関する協定締結について。

知内町クリーンセンター電気設備更新工事委託に関する協定締結について、次のように締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記と致しまして、1、業務の名称、知内町クリーンセンター電気設備更新工事委託。2、協定の金額、7,400万円。協定の相手方、東京都文京区湯島2丁目31-27、日本下水道事業団。協定の期間、契約の日から平成29年3月31日。

協定内容について、ご説明致します。建設水道課説明資料見だし4の3ページをお開きください。知内町クリーンセンターの電気設備を長寿命化計画に基づき、更新する工事を日本下水道事業団と委託協定するものでございます。2か年7,400万円の事業費により、シーケンスコントローラー監視システム、監視装置、非常通報装置の更新を行います。これからのスケジュールと致しまして、7月から10月の間で日本下水道事業団により入札契約の手続が行われる予定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番(西山和夫)

大変、お恥ずかしい質問になるかもしれませんが、事業、供用開始、平成12年、この当時もこの委託で行われたのか、というのは、これをできる機器等の設計だとか、工場製作から据付、一連の試運転と書いていますけれども、これをできる事業団がここしかないという取り方でいいんですか。

◎ 議長(伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐々木孝幸)

平成12年供用開始時の知内町クリーンセンターの設計施工に関しましては、当時北海道の代行事業で行われておりまして、北海道から日本下水道事業団に委託締結をしております。町村地方自治体の下水道に関する委託に関しては、日本下水道事業団で一举に引き受け、責任を持って引渡しをします。その後のメンテナンスまで下水道事業団の方で行うということで、全国自治体下水道事業団と委託協定を結ぶところが多くございます。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

引っかけたんですけれども、委託できる場所は、この事業団しかないということなんでしょう。だから、この工事自体をそうやって設計から据付まで、一連のこの同じような流れの中でできる企業というのはあるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

下水道事業団に委託をしないとすれば、自前でですね、私どもが知内町がコンサルに実施設計を委託し、更に知内町がその設計に基づいて発注行為を起こすという手法がございます。ただ、電気設備、機械工事に関しますと、専門的な高度な知識、殊に下水道ですと、機器等がかなり多くなりますので、一般的には市は別ですけれども、町村においては、技術者不足ということで下水道事業団に委託するというところでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 議案第10号 新たに生じた土地の確認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第10号、『新たに生じた土地の確認について』を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

議案第10号、新たに生じた土地の確認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当町の区域内に生じた次の土地を確認する。

記、土地の所在、上磯郡知内町字涌元40番2及び43番2及び43番7地先の公有水面埋立地。土地の面積ですけれども、878.96㎡であります。なお、位置図につきましては、予算説明資料見だし3の産業振興課関係の13ページをご参照願います。以上で説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第11号 字の区域の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第18、議案第11号、『字の区域の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

議案第11号、字の区域の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、新たに生じた土地の確認に伴い、次のとおり字の区域を変更する。

記、新たに生じた土地の確認によるもの。字の名称、字涌元。編入する公有水面埋立地、上磯郡知内町字涌元40番2、43番2及び43番7地先の公有水面埋立地。面積878.96㎡。位置図につきましては、先ほどと同じ13ページをご参照願います。以上で説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第12号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、議案第12号、『渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第12号、渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67）第252条の7第2項の規定により、平成27年3月31日付けをもって南渡島青少年指導センター組合が渡島公平委員会から脱退することから、渡島公平委員会規約を次のとおり変更しようとする。

次のページです。渡島公平委員会規約の一部を変更する規約。

渡島公平委員会規約（昭和42年規約第1号）の一部を次のように変更する。

別表中、「南渡島青少年指導センター組合」を削る。

附則と致しまして、この規約は、交付の日から施行し、平成27年7月1日から適用する。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

これもちょっとお恥ずかしい質問なんですけれども、まず、この脱退理由教えてください。それとこの渡島公平委員会の組織の役割というのは、どういうものが基本になるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。まず、今回、脱退する理由でございますが、南渡島青少年指導センター組合が組合の目的を達成されたということで、構成市町村が協議をし、解散することになったことから、脱退をするものです。それと、渡島公平委員会の役割ですが、労働争議等あった場合に、こちらに申立てをして、こちらでその協議をするという機関になってございます。労働争議だけではございませんが、それらいろいろな争議をこちらに申立てして、こちらで協議をして、判断を下すという機関になってございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 報告第1号 平成26年知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第20、報告第1号、『平成26年知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(手塚恵一)

報告第1号、平成26年知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について別紙のとおり報告する。

次のページです。今回の繰越につきましては、国の補正予算事業等に関わるものでありまして、2款総務費、1項総務管理費で地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金等455万7千円ほか2事業合わせまして、547万3千円、6款農林水産業費、3項水産業費で、定置網漁業振興対策事業助成として2,160万円。7款1項商工費で、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業、2事業で5,170万9千円、9款1項消防費で、防災行政無線等移設工事で1,100万円、以上7事業費すべてを平成27年度へ繰り越して事業実施するものであります。以上で説明を終わりますので、よろしくお願ひ致します。

◎ 議長(伊藤政博)

本件は報告の案件であります。質疑があれば特に許したいと思ひますが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、報告第1号は、これで終わります。

---

● 意見書案第1号 集团的自衛権の行使を具体化する法案の廃案を求める意見書の提出について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第21、意見書案第1号、『集团的自衛権の行使を具体化する法案の廃案を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

平成27年第2回定例会、意見書案第1号、集団的自衛権の行使を具体化する法案の廃案を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成27年6月22日提出。提出議員、西山、木村、泉、五十嵐、吉田、森永各議員であります。

集団的自衛権の行使を具体化する法案の廃案を求める意見書。

安倍政権は、集団的自衛権行使を認める一連の法案を、今国会を延長してまでも、強引に成立させようとしています。日本を「海外で戦争する国」にする道は、許されません。

今回の「安全保障法制」は、これまで禁じられていた「戦闘地域」への自衛隊派兵を認めています。また、銃弾が飛び交う「戦闘現場」になっても、活動を休止するだけで、撤退はしないと決められようとしています。自衛隊員の武器使用については、「自己防護」（正当防衛）に限られてきたものから、大きく拡大。自衛隊の任務の危険性が格段に高まり、戦死者が出ることは避けられません。

また、日本が攻撃されてもいないのに、「存立危機事態」と政府が判断すれば参戦するしくみをつくろうとしています。「重要影響事態」（＝日本の経済や社会に重要な影響を与える事態）と判断すれば、「日本周辺」に限らず世界中で米国の戦争支援を行おうとしています。

米国の戦争を支援するために、いつでも自衛隊を派兵できる新たな海外派兵恒久法の名称が「国際平和支援法」と言われています。自衛隊が行う支援は、補給・輸送・修理・整備・医療など多岐にわたります。この法律により、弾薬の提供、戦闘行動のために発進準備している航空機への給油・整備も可能になります。このように、集団的自衛権行使を具体化する「安全保障法制」は、憲法第9条の精神に反すると言っても過言ではありません。

ついては、下記のとおり強く要望する。

記、1．集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月22日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第2号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第22、意見書案第2号、『日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員の説明を求めます。提出議員、木村一君。

◎ 2番(木村一)

平成27年第2回定例会、意見書案第2号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見を提出するものとする。

平成27年6月22日提出。提出議員、木村一。賛成議員、西山和夫、松井盛泰、泉政栄、五十嵐捷爾、吉田峰一、森永勉。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書。

今年は広島、長崎の被爆70年であり、次回核不拡散条約(NPT)再検討会議が目前に迫っている。日本政府は「唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現」のために役割を果たすと繰り返し述べてきた。「生きているうちに核兵器廃絶を」との被爆者の声、核兵器廃絶を求める国民の願いに応えるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められている。

日本政府は2010年のNPT再検討会議の最終文書に合意している。NPTの加盟国として、この合意の具体化と実践に責任がある。最終文書は、「核兵器のない世界」を実現することに合意し、そのために「必要な枠組みを創設する特別な努力をおこなう」ことを確認し、核兵器禁止条約の交渉開始を含む国連事務総長の5項目提案に留意した。今度のNPT再検討会議の最大の焦点は、核兵器禁止条約の交渉開始にある。

昨年(2016年)の第69回国連総会では、核兵器を禁止する包括的条約の早期締結の交渉の緊急開始を求める決議に139カ国が賛成し採択された。核兵器の非人道性を告発し、廃絶を求める共同声明や国際会議が、圧倒的多数の国々の支持と共感を集め、広がり続けている。

いまや、世界の大勢は明瞭である。しかし、一部の各保有国は、「核抑止力」論に固執し、「ステップ・バイ・ステップ(段階的な前進)」を主張して、核兵器禁止を正面から議論することに反対し続けている。

いま日本政府に求められているのは、この現状を打開するための決断と行動にある。昨年10月、「核兵器はいかなる状況の下でも決してふたたび使われないことが人類生存の利益」とした155カ国の共同声明に日本政府は名を連ねた。「共同声明」が、核兵器が使用されないことを保障する唯一の道は「その全面廃絶である」と訴えていることの意味は非常に大きいものがある。自ら賛同した共同声明の内容を実現するた

めに尽力するのは被爆国として当然の責務である。

日本政府に次のことを要望する。

記、1. 次回NPT再検討会議を核兵器全面禁止・廃絶の転機とするために全力をつくすこと。とりわけ核兵器禁止条約の交渉開始についての合意形成をめざし、NPT再検討会議で「核兵器禁止条約の交渉開始」を明記した文書をめざすこと。

2. 米国の核兵器による「拡大抑止」、いわゆる「核の傘」に依存した安全保障政策から脱却すること。核兵器全面禁止条約の交渉開始を求める非同盟諸国やマレーシア決議にASEAN全加盟国をはじめ、中国、北朝鮮、インド、パキスタンが賛成していることをふまえ、アジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力を開くイニシアチブを発揮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月22日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、以上です。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上2件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

---

#### ● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第23、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表として、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事、慶弔、諸会議、研修、要望等のため、出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において指名すること

にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

---

## ● 閉会宣言

### ◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年知内町議会第2回定例会を閉会します。

どうも大変ご苦勞様でした。

( 閉会 午後3時17分 )